

伊丹市行財政プラン

令和3年度～令和6年度

(2021年度～2024年度)

令和3年（2021年）2月

目 次

はじめに	1
I 伊丹市の行財政運営	2
I-1 現状と課題	2
I-2 伊丹市行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）の取組状況	12
I-3 中長期の財政収支見通し	14
II 行財政運営の基本的考え方	16
II-1 基本理念	16
II-2 4 つの取り組み	17
III 行財政運営の 4 つの取り組みについて	18
III-1 公共施設マネジメントの推進	18
III-2 効率的・効果的な行政経営	20
① 事務事業の見直し・効率化、組織力の強化	20
② 公共私の協力関係構築	22
III-3 公営企業等の経営改革	24
III-4 健全な財政運営	26
III-5 中長期財政収支見通し（行財政プランの取組後）	32
IV 財政規律及び財政指標の目標	33
IV-1 財政規律	33
IV-2 財政指標の目標	33
行財政プラン取組項目	34
公共施設マネジメントの推進	34
効率的・効果的な行政経営	34
公営企業等の経営改革	40

はじめに

本市では、平成 28 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「伊丹市行財政プラン(平成 28 年度～令和 2 年度)」を着実に実施することにより、将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指してきました。計画期間内に見込まれた収支不足については、公共施設マネジメントの推進によるライフサイクルコスト¹の縮減や公民連携等による積極的な財源の確保、不断の事務事業の見直しをはじめとする効率的・効果的な行財政運営に取り組むとともに、国の経済対策等の有利な財源を積極的に活用すること等により、当初計画していた行財政改革による取組効果及び財政指標の目標についてはおおむね達成できる見込みとなっています。

一方、中長期の財政収支見通し（令和 3 年度～32 年度）では、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みや少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化対策に伴う公債費の増加が見込まれることに加え、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後 30 年間に約 600 億円程度の収支不足が生じる見込みとなっています。今後、新たな行財政改革や公共施設マネジメントの取り組み等を実施しなければ、本市は実質公債費比率の上昇により起債許可団体となり、公債費負担適正化計画を策定し、許可を得なければ新たな市債の発行ができなくなる事態に陥ることが想定されます。

このような状況から、地方行政を取り巻く環境の変化だけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大や頻発する大規模災害への対応など、さまざまな政策課題に取り組むにあたり、将来に負担を先送りにしない、持続可能な行財政基盤の確立が急務となっています。

本市では、更なる行財政改革を推進するため令和 2 年 6 月に伊丹市行財政審議会を設置し、「行財政運営のあり方」について諮問しました。同審議会では、公共施設マネジメントの推進、効率的・効果的な行政経営、公営企業等の経営改革を取り組みの柱に据え、それぞれの取り組みの基本的考え方や具体的な取組内容について審議が行われました。また、投資的事業等に係る財政規律、計画策定後の状況変化に柔軟に対応できる仕組み、計画的な基金の活用による将来の財政負担の平準化等について議論が行われ、令和 2 年 10 月に同審議会から答申をいただきました。

この答申を十分に踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や国における政策の動向等を注視し、「第 6 次伊丹市総合計画前期実施計画」との整合性を図りながら、令和 3 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「伊丹市行財政プラン（令和 3 年度～6 年度）」を策定し、これを着実に実行することによって、本市の行財政改革を推進していきます。

¹ ライフサイクルコスト(LCC):計画や設計、建設工事、維持管理や修繕・改修、最終的な解体・廃棄までの過程(ライフサイクル)で必要となる費用の総額をいう。

I 伊丹市の行財政運営

I-1 現状と課題

(1) 歳入の状況

本市の歳入の根幹を成す市税収入は、これまで国の制度改正や阪神・淡路大震災、リーマンショック等の影響による増減がありましたが、令和元年度の一般会計決算においては、約 311 億円で歳入全体の約 39.5%を占めており、20 年前の平成 11 年度決算とほぼ同額で推移しています。今後も生産年齢人口の減少などに伴い、市税収入の大きな伸びを期待することは難しい状況にあります。

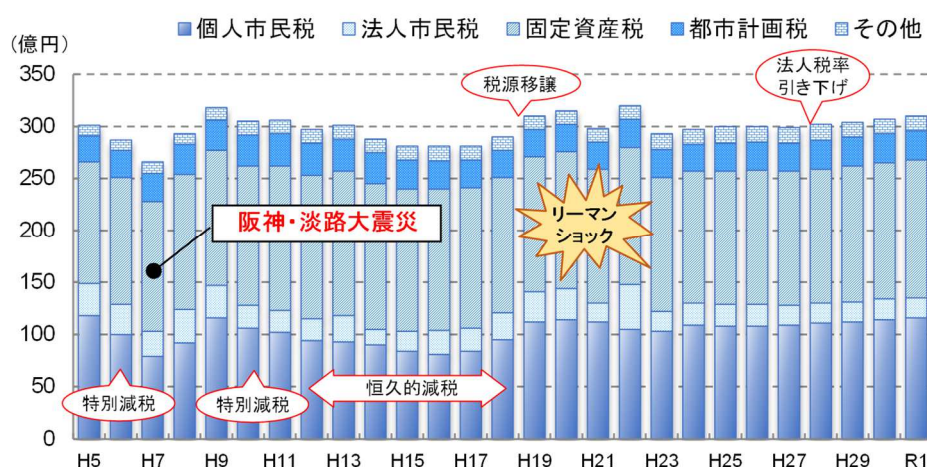


図 1 市税収入の推移

次に地方交付税²及びその代替財源である臨時財政対策債³は、地方の自主性・主体性を最大限に発揮するための地方固有の財源として重要なものですが、これらの総額は令和元年度決算において歳入全体の約 11.0%となっており、市税収入、国庫支出金に次ぐ大きな割合を占めています。

しかし、地方交付税の原資となる国税 5 税⁴だけでは地方一般財源⁵総額を確保することが厳しく、引き続き臨時財政対策債による補填が見込まれるなど、国税収入の伸び悩みや社会保障関係経費、防災・減災対策事業費の増加の影響から、地方交付税の今後の大幅な増加は見込めない状況です。そのため、市税等の徴収体制強化や超過課税による普通交付税に算入されない、いわゆる留保財源の確保は、活力あるまちづくりを実現するうえで一層重要なものとなっています。

2 地方交付税：地方公共団体間における財政不均衡の是正とすべての団体が行政サービスを提供できる財源を保障するために国から地方公共団体に対して交付されるもの。

3 臨時財政対策債：国の財源不足により地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、不足額を補填するために地方公共団体が特例として発行する地方債。臨時財政対策債は実質的な地方交付税として取り扱われる。

4 国税 5 税：所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%、地方法人税の全額。

5 一般財源：地方公共団体の収入のうち、あらかじめ用途が定められていない自由に使える収入のこと。一方、特定の事業目的のための収入（国庫補助金や地方債など）を特定財源という。

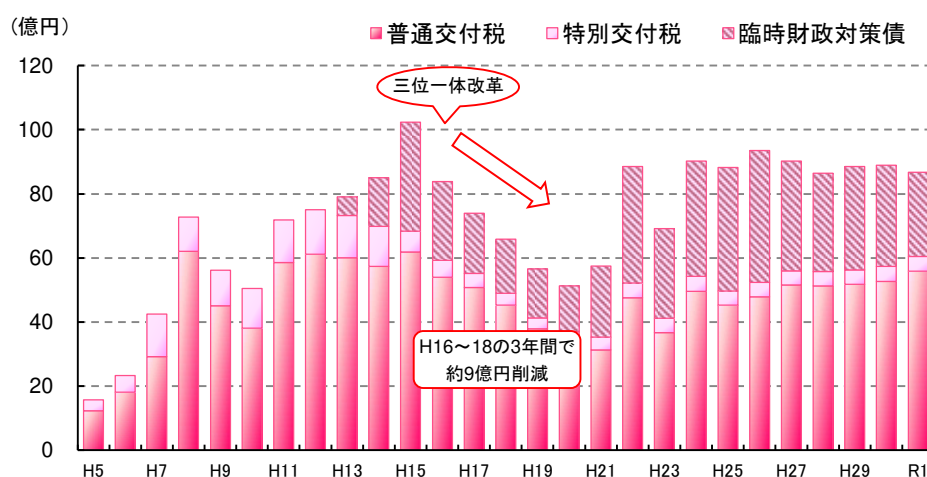


図 2 地方交付税及び臨時財政対策債の推移

その他の主な歳入である収益事業収入は、本市の財政への貢献を目的としてモーターボート競走事業等における収益金の一部を一般会計に繰り入れ、公共施設の整備費等に活用しているものです。昭和 40 年代から平成 4 年度までは、年平均約 20 億円以上を繰り入れ、多くの公共施設の整備費等に活用されてきましたが、現在は社会環境の変化等により、過去のような多額の収益事業収入が見込めない状況にあります。

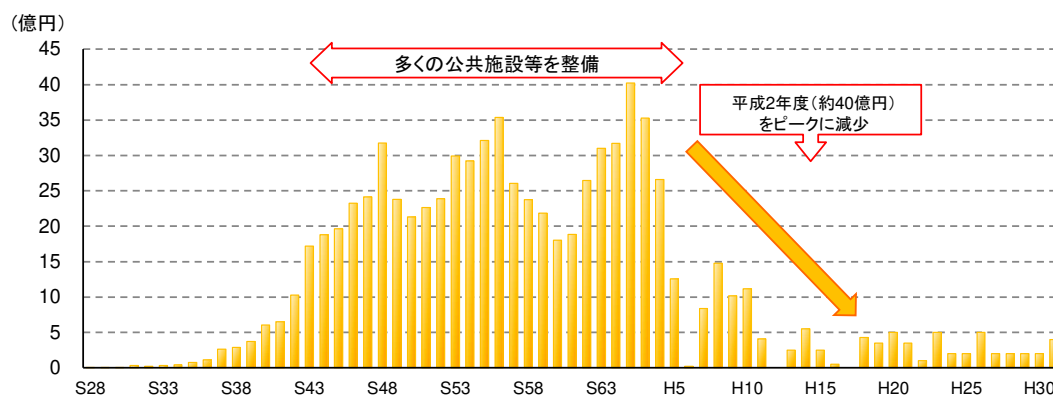


図 3 収益事業収入の推移

(2) 歳出の状況

令和元年度の一般会計決算をみると、扶助費は歳出のうち約 30.5%と最も大きな割合を占めています。高齢者等の増加に伴う生活保護費の増大、障害者（児）福祉サービスの充実をはじめ、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、平成 13 年度以降 19 年連続で増加傾向にあります。扶助費のうち国庫支出金等の特定財源を除いた一般財源についても、20 年前の平成 11 年度決算の約 2.4 倍の増となっており、今後も増加していくことが見込まれています。

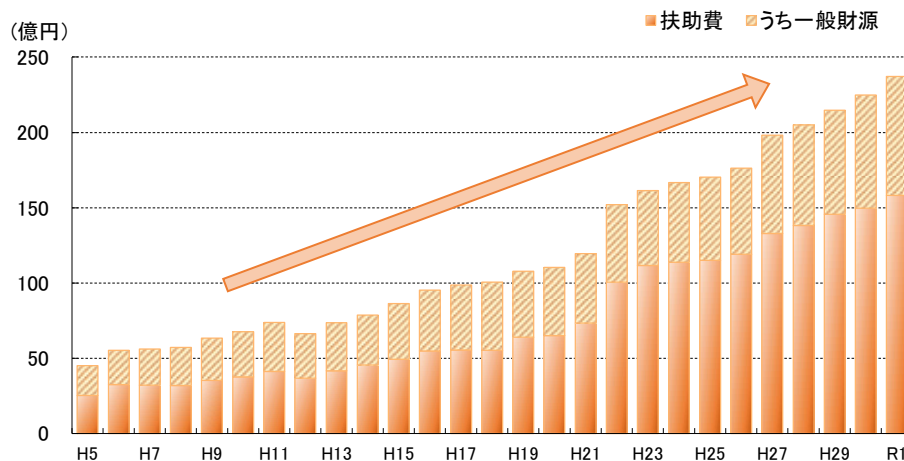


図 4 扶助費の推移

人件費（退職手当除く）は、歳出のうち約 15.5%と、扶助費に次いで大きな割合となっています。これまで、職員の定員削減・給与カット・各種手当の適正化などの行財政改革により着実に人件費の抑制に努めてきましたが、職員の年齢構成の上昇等により、今後の人件費総額は増加する傾向にあります。

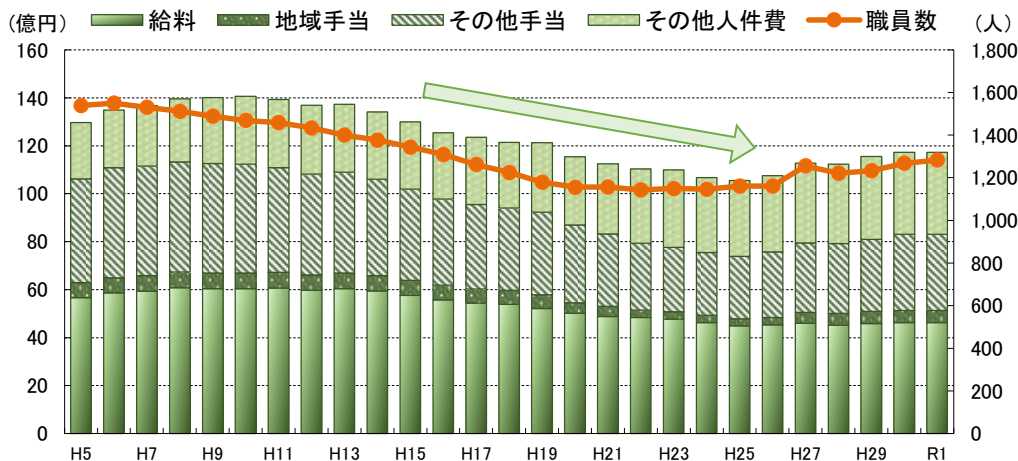


図 5 人件費（退職手当除く）の推移

普通建設事業費（投資的経費）は、阪神・淡路大震災からの復興経費がピークであった平成10年度以降、都市の成熟化に伴い低水準で推移してきました。また、平成28年度以降は、行財政プラン（平成28年度～令和2年度）の投資的事業の取組方針として、インフラ・その他分⁶に係る一般財源を毎年5億円以内に、再配置計画推進分⁷に係る一般財源を毎年10億円以内にそれぞれ設定し、将来負担が過大にならないように努めてきました。今後は、公共施設マネジメントの推進等により増加傾向となることが見込まれています。

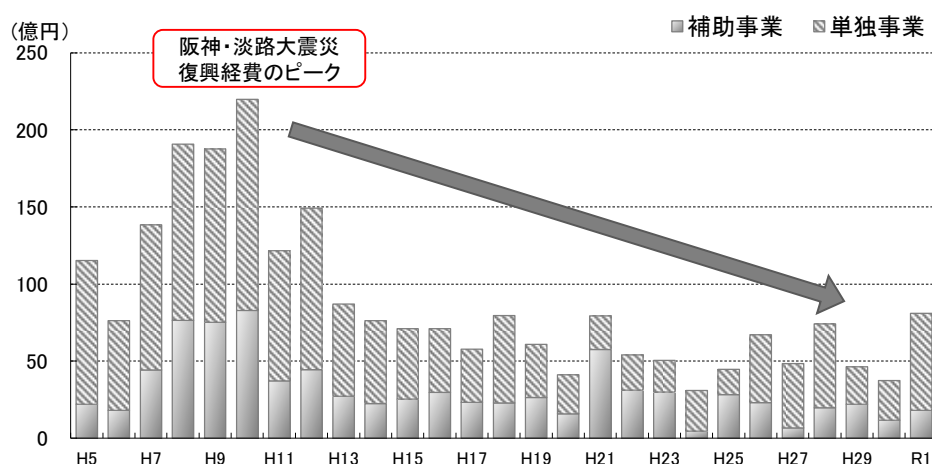


図6 普通建設事業費の推移

また、将来を見据えると高度経済成長期に建設した公共施設等の老朽化に伴い、これらの更新費用等が大幅に増加することが見込まれています。

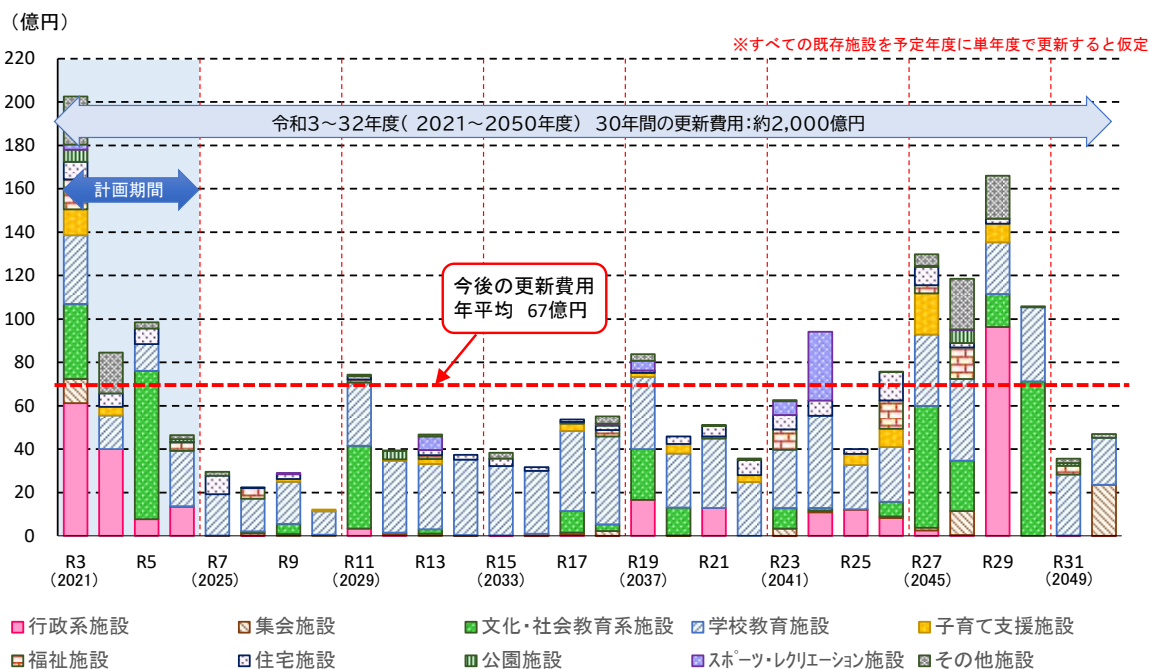


図7 公共施設等の中長期保全費用の試算

6 インフラ・その他分:最低限必要な施設の保全工事やインフラの新設・更新に要する経費。

7 再配置計画推進分:投資的経費のうち、公共施設等の機能移転や複合化、長寿命化に資する経費。

(3) 市債の状況

市債のうち普通債⁸発行額は、阪神・淡路大震災からの復興に係る災害復旧事業債の発行をピークに、普通建設事業費（投資的経費）と同様に、都市の成熟化に伴い低水準で推移してきました。また、平成 28 年度以降は、行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）の投資的事業の取組方針として、インフラ・その他分に係る普通債の発行額を毎年 15 億円以内に、再配置計画推進分に係る普通債の発行額を毎年 35 億円以内にそれぞれ設定し、将来負担が過大にならないように努めてきました。しかし、公共施設等の再配置の推進等による普通建設事業費の増加により今後は増加することが見込まれます。

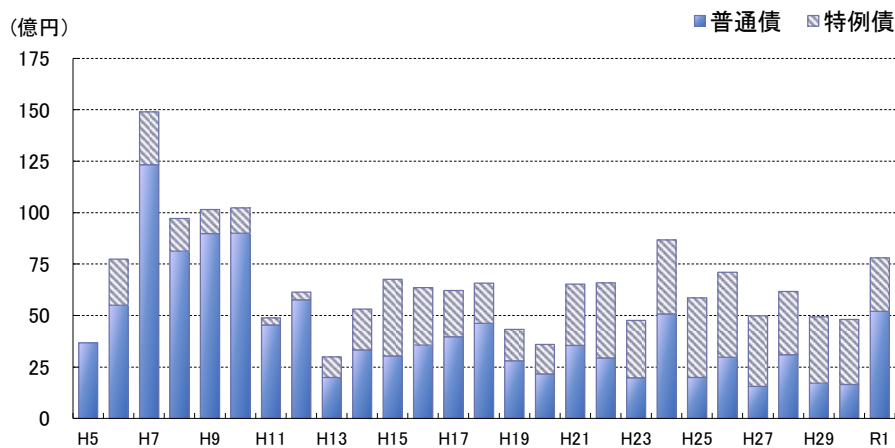


図 8 市債発行額の推移

市債の現在高は令和元年度決算において、普通債が約 272 億円、特例債⁹が約 324 億円、全体で約 596 億円となっています。臨時財政対策債の発行により特例債が増加傾向にあることに加え、公共施設マネジメントの推進等により普通債が増加に転じたため、市債現在高全体としては増加傾向となることが見込まれています。

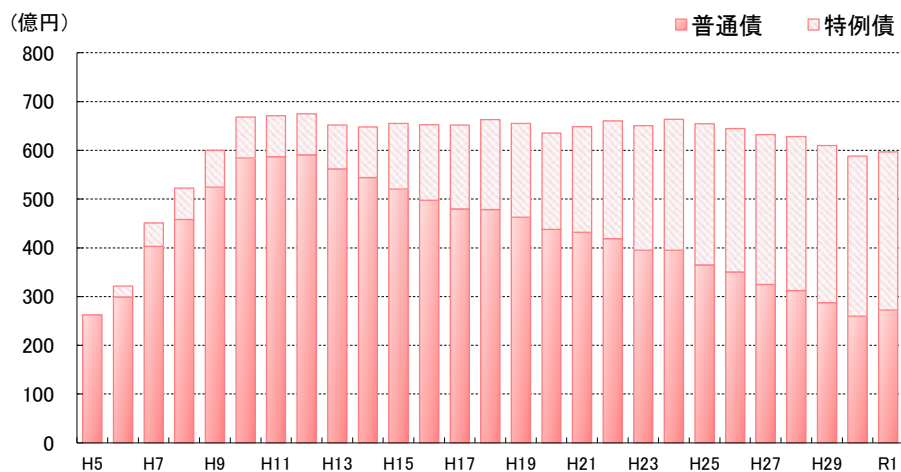


図 9 市債現在高の推移

8 普通債：公共施設や道路の整備など、建設事業に充てることを目的に発行し、市税収入等で償還する地方債。

9 特例債：普通交付税の代替として発行する臨時財政対策など、市債償還のための財源を国が手当てする地方債。

公債費は阪神・淡路大震災からの復興にかかる災害復旧債の発行による影響を大きく受け、平成12年度以降の20年間では、平均約74億円で推移しています。普通債の償還は、ピーク時に比べてやや減少傾向にあったものの、公共施設マネジメントの推進等により市債現在高同様、今後は増加傾向となることが見込まれています。

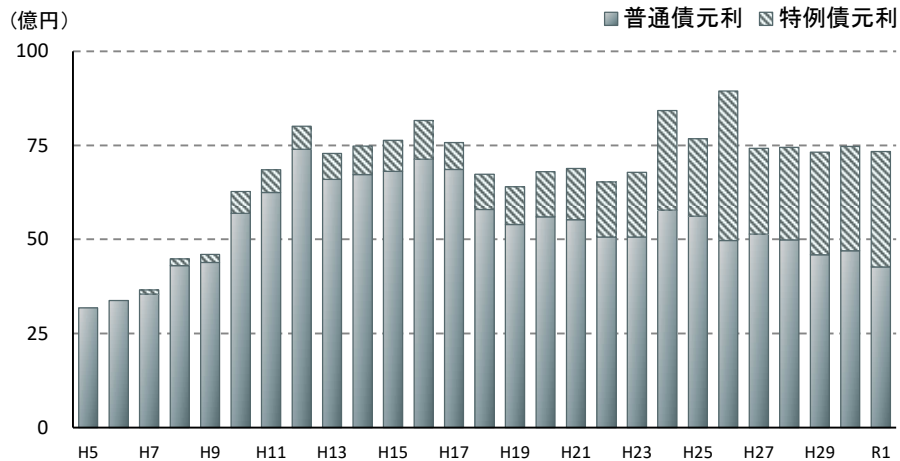


図 10 公債費の推移

今後の公債費を展望すると、高度経済成長期に建設した公共施設等の更新に係る市債発行額が増加することに加え、市立伊丹病院再編事業に係る病院事業会計への補助金が生じることにより、実質的な公債費が大幅に増加することが見込まれています。

このうち、新庁舎整備及び市立伊丹病院再編事業に係る事業費は基金や国の有利な財源の活用等により財源措置がなされていますが、その他の公共施設の更新に係る公債費の財源を措置することが財政運営上の課題となることが見込まれます。

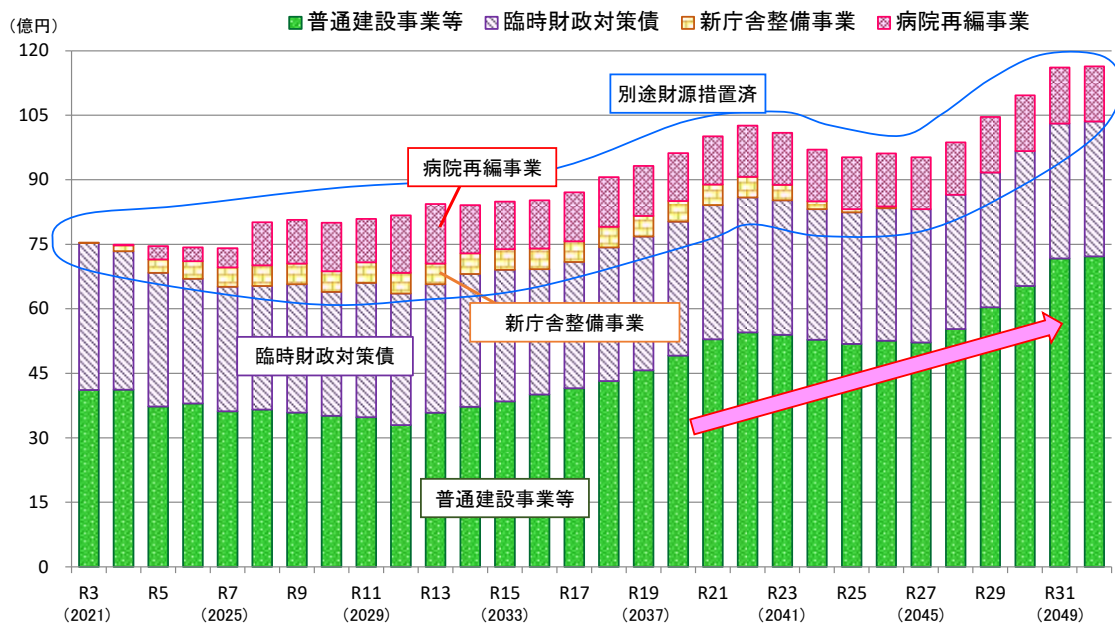


図 11 公共施設等の中長期保全費用の試算に基づく公債費予測

(4) 基金の状況

財政調整基金は経済情勢の著しい変動等により財源が不足する場合や、災害の発生等不測の事態に備え、また、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金で、行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）において、令和 2 年度末までに財政調整基金の目標現在高を標準財政規模¹⁰の 20%と定め、積み立てを進めてきました。

幼児教育関連施策や土地開発基金への積立等のため一時的に取り崩した額を加算した名目現在高は、令和元年度決算で約 78 億円、標準財政規模に対する割合は 18.8%となっています。しかし、令和 2 年度において新型コロナウイルス感染症対策を実施するための財源として取り崩したこと等により、目標値の達成は困難となる見込みです。

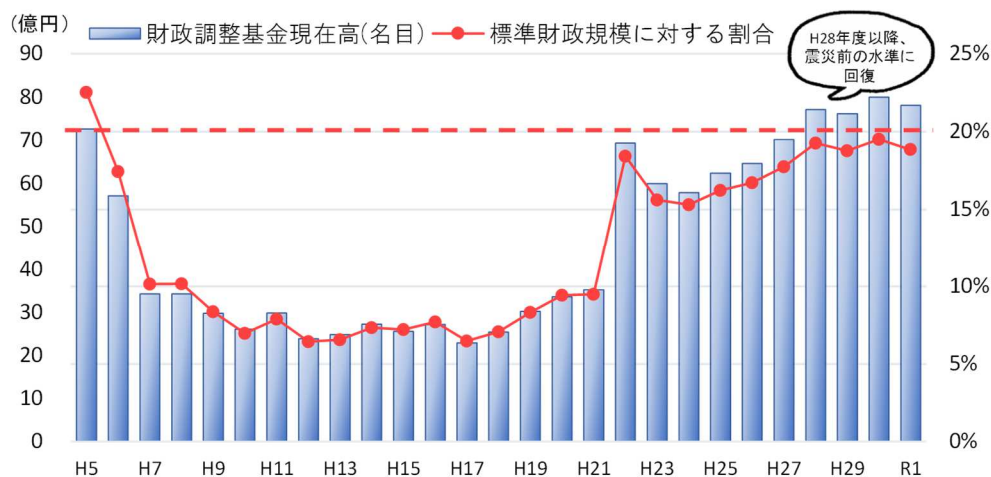


図 12 財政調整基金現在高(名目)の推移と標準財政規模に対する割合

公債管理基金は、経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において、市債償還の財源に充てる等のために積み立てる基金で、計画的な将来の償還財源の確保、資金の流動性の向上、償還確実性に対する市場の信認の一層の向上等を図る観点から、市債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じた積み立てを行ってきました。現在高は令和元年度決算において約 32 億円となっています。

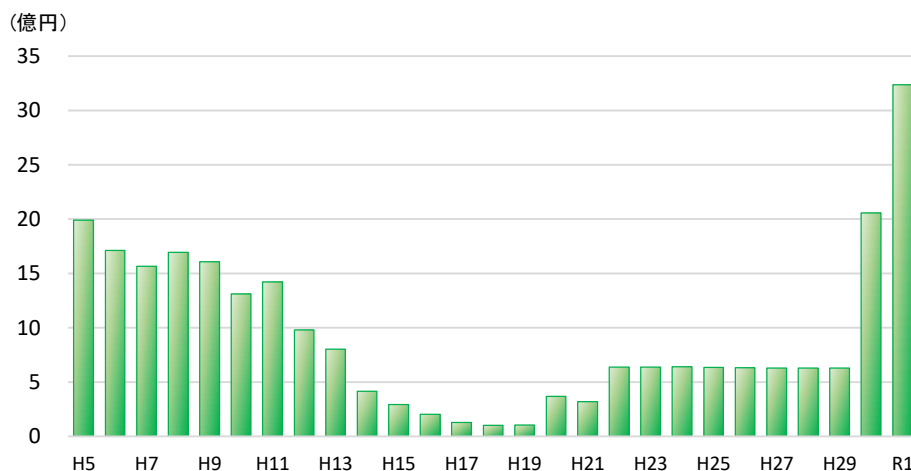


図 13 公債管理基金現在高の推移

10 標準財政規模：地方公共団体における市税や普通交付税などの一般財源の標準的な大きさを示すもの。

公共施設等整備保全基金は、公共施設及び公用施設の整備及び保全に要する資金に充当するために積み立てる基金です。行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）における財政規律に基づき、今後 30 年間の公共施設の更新に必要となる一般財源の見込額の平均である約 7.5 億円を基準に積立・取崩を行うとともに、新庁舎整備事業の財源として毎年度 1.5 億円を積み立ててきました。令和元年度末における基金現在高は約 51.9 億円となっています。

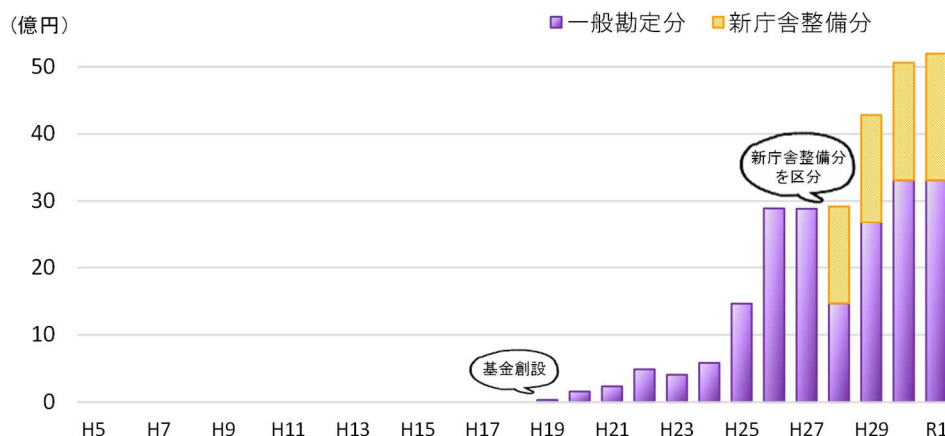


図 14 公共施設等整備保全基金現在高の推移

一般職員退職手当基金は、退職手当の支給財源（特別職の職員および教育長に係る退職手当の支給財源を除く。）のために積み立てる基金で、団塊の世代の大量退職に伴い大きく減少しましたが、令和元年度末における基金現在高は約 20.6 億円となっています。

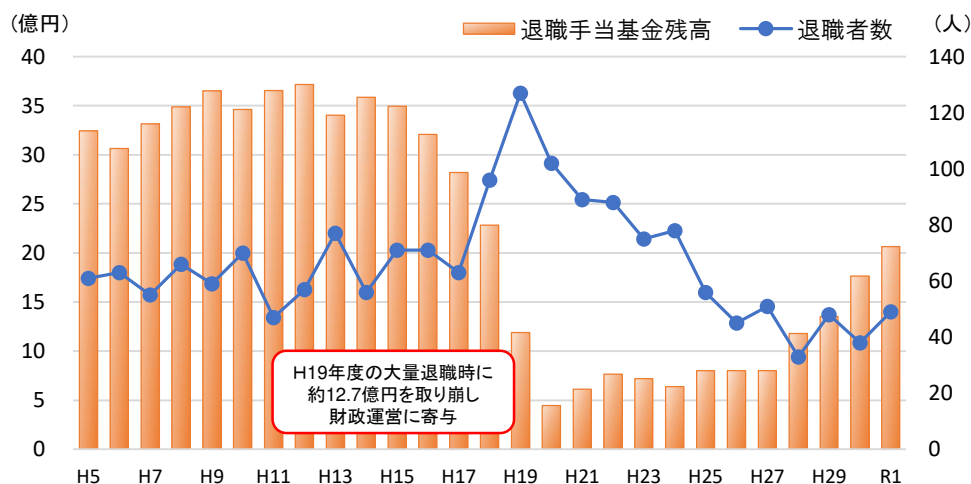


図 15 一般職員退職手当基金現在高と退職者数の推移

大幅な収入増が見込めない中で、将来発生する行財政課題に対応し、長期的視点で安定的な財政運営を行うことが求められることから、財政調整基金のみならず、公債管理基金、公共施設等整備保全基金、一般職員退職手当基金などの活用が重要となっています。

(5) 将来の人口推計

本市の人口は現在も微増傾向であり、兵庫県内でも数少ない人口増加都市です。第6次伊丹市総合計画における人口推計データによると、まちづくり諸施策が効果的に進んだ場合、将来人口は令和12年（2030年）に200,625人となると推計されています。しかしながら、令和12年をピークに減少に転じ、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する見込みとされており、市税収入は大きく増加することが期待できない状況となっています。

また、団塊ジュニア世代の高齢化等により、令和32年（2050年）頃に高齢者人口（65歳以上）の割合がピークを迎えることに伴い、医療・介護需要に伴う社会保障関連経費の増加等が見込まれています。

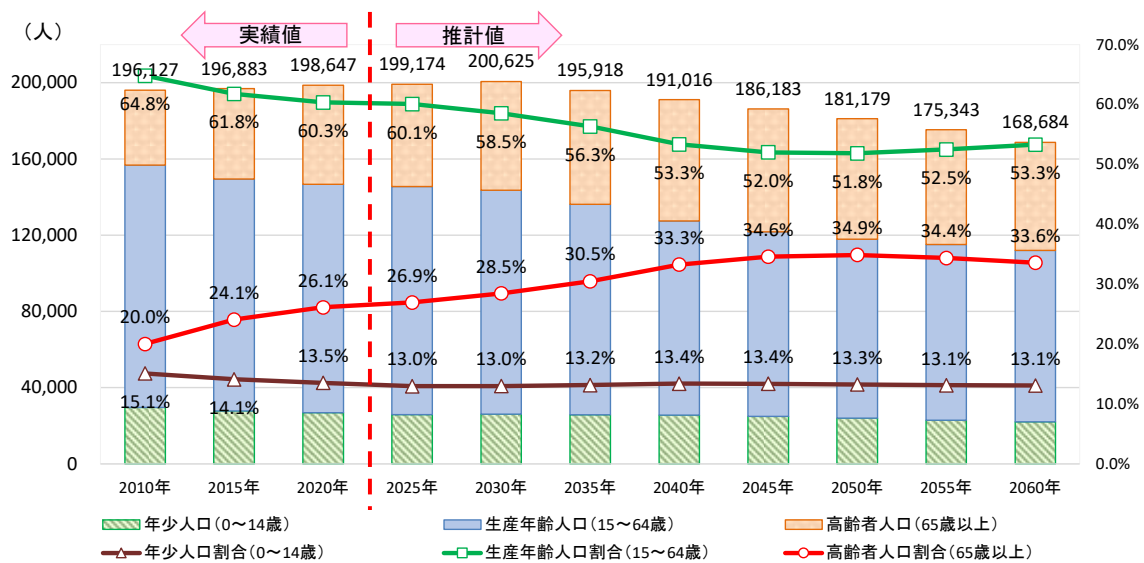


図 16 伊丹市の人口推移（第6次伊丹市総合計画）

【高齢者人口(65歳以上)】

【2020年度】51,907人

【2050年度】63,223人

※約1万1千人増加

【生産年齢人口(15～64歳)および年少人口(0～14歳)】

【2020年度】146,740人

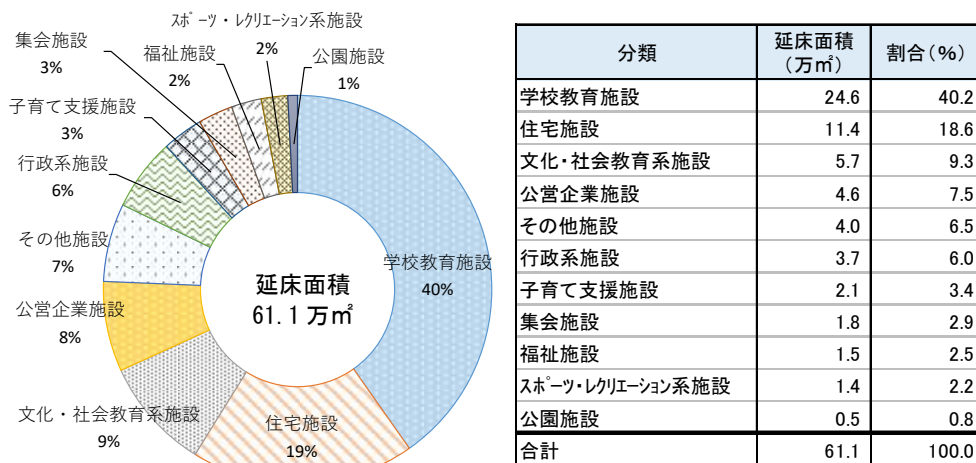
【2050年度】117,956人

※約2万9千人減少

図 17 高齢者人口と生産年齢人口の推移

(6) 公共施設等の老朽化の現状

本市には多くの公共施設等があり、令和2年4月現在、施設総数は255施設、総延床面積は約61.1万㎡となっています。そのうち学校施設が40.2%、市営住宅が18.6%、文化・社会教育系施設が9.3%を占めています。



※四捨五入の影響により合計値が一致しない場合があります。

図 18 公共施設延床面積の内訳 (令和2(2020)年4月1日現在)

また、各公共施設等は、人口が急増した昭和40年代から昭和50年代にかけて集中的に整備してきたため、約75%の施設が築30年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況となっています。

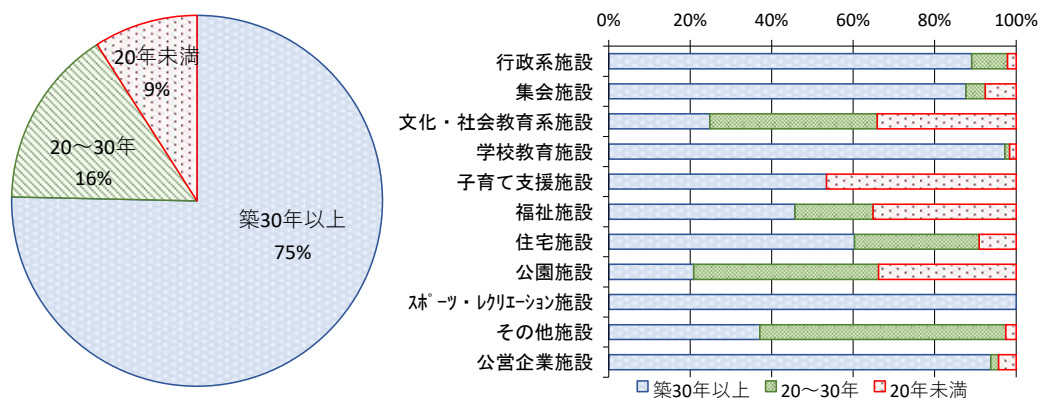


図 19 施設分類毎の老朽化の状況

I-2 伊丹市行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）の取組状況

第 7 次行財政改革である「伊丹市行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）」においては、人口減少対策や公共施設等の老朽化対策といった中長期的な財政収支見通しの課題を把握するため、今後 30 年間の財政収支見通しの試算を行いました。その結果、人口減少問題や公共施設の老朽化問題に対して何も対策を講じず、また新たな行財政改革の取り組みを何も実施しなかった場合、30 年間で約 450 億円の収支不足が生じると見込みました。

この収支不足に対応するため、魅力ある都市経営、公共施設マネジメントの推進、効率的な行政経営、健全な財政運営の 4 つの取り組みを柱に、将来にわたる財政の自立性の確保と健全な財政基盤の構築に向け、行財政運営を行ってきました。

また、投資的経費を「再配置計画推進分」と「インフラ・その他分」に区分したうえで、一般財源・市債発行のそれぞれに上限を設定したほか、投資的経費に係る一般財源の平準化に向けた基金の積立・取崩のルール化、スクラップ&ビルド¹¹を原則とした政策的事業の実施といった財政規律を設けるとともに、健全化判断比率等の財政指標の目標設定等により、財源不足額の解消を図ってきました。

一方で、国の補正予算等の有利な財源の活用や市債の発行抑制など、将来の財政負担の軽減に向けた取り組みにより、当初計画との乖離が生じ、計画に基づき設定した財政規律を逸脱するなどの課題が生じています。

また、令和元年度末より顕在化した新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策の財源として、財政調整基金の取り崩しを行ったことにより、現在高の目標達成が困難となる見込みです。加えて、国から地方自治体の基金の積立状況に関し、基金の設置趣旨に即した適正な管理運営を行うよう要請が出されるなど、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できる枠組みの設定が求められています。

行財政改革の取り組みにおける効果額は、公共施設マネジメントの推進や PPP（公民連携）¹²の推進、事務事業の見直し・効率化等の取り組み 96 項目の着実な実施により、当初想定していた約 35.8 億円を大きく上回る約 74.4 億円となる見込みです。

一方で、計画期間内において実施に至らなかった取組項目については、社会経済情勢の変化や方針の転換等により見直すべきものは見直し、なお残る課題については新たな計画に盛り込み、引き続き課題解決に向けて取り組みを進めます。

11 スクラップ&ビルド：効果や必要性の低い事業を廃止し、新たな事業を計画・実施して置き換えることをいう。

12 PPP（公民連携）：Public Private Partnership の略。「公（行政）」と「民（市民や NPO、企業、各種団体等）」が協働により公共サービスを提供する仕組み。

表 1 行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）における財政規律

	項目	細目	規律	H28決算	H29決算	H30決算	R1決算	R2予算	小計	合計
規律 逸脱	政策的・投資的 事業の取組方針	投資的経費（インフラ・その他）に係る一般財源	5年間で25億円以内 （原則毎年度あたり5億円以内）	9.3億円	7.5億円	6.3億円	3.5億円	2.4億円	29.0億円	85.1億円
規律 遵守		投資的経費（再配置計画推進分）に係る一般財源	5年間で50億円以内 （原則毎年度あたり10億円以内）	7.6億円	4.3億円	3.3億円	7.6億円	3.1億円	25.9億円	
規律 逸脱		政策的経費に係る一般財源	5年間で25億円以内 （原則毎年度あたり5億円以内） （行革努力による削減効果の範囲内）	2.4億円	3.3億円	11.5億円	9.3億円	3.7億円	30.2億円	
規律 遵守	市債の管理方針	投資的経費（インフラ・その他）に係る市債発行額	5年間で75億円以内 （原則毎年度あたり15億円以内）	17.9億円	5.7億円	3.5億円	8.6億円	13.6億円	49.3億円	174.4億円
規律 遵守		投資的経費（再配置計画推進分）に係る市債発行額	5年間で175億円以内 （原則毎年度あたり35億円以内）	12.8億円	11.4億円	12.1億円	43.0億円	45.8億円	125.1億円	
積立 未達	基金の管理方針	財政調整基金	決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金に優先的に積み立て、 残高目標到達後は公債管理基金に継続的に積立	7.1億円	7.4億円	3.8億円	4.0億円	9.2億円		
積立 見込		公債管理基金		—	—	14.3億円	11.8億円	7.1億円		
積立 見込		公共施設等整備保全基金	30年間の見込額平均（7.5億円） を基準に積立及び処分 別途、毎年度1.5億円（市庁舎分）積立	4.2億円積立 5.4億円処分 （1.5億円積立）	12.1億円積立 （1.5億円積立）	6.3億円積立 （1.5億円積立）	— （1.5億円積立） （0.2億円処分）	4.4億円積立 （1.5億円積立） （6.8億円処分）		
積立 見込		一般職員退職手当基金	30年間の見込額平均（7億円）を 基準に積立及び処分	3.8億円	2.0億円	4.2億円	3.1億円	3.7億円		

表 2 行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）における財政指標の目標

	指標名	指標の意味	設定時 (H26年度決算)	達成見込 (R2年度予算)	目標値 (R2年度決算)	国の基準
目標 未達	基金残高	標準財政規模に対する財政調整基金の割合	16.7%	実質15.3% 名目17.9%	R2年度までに 20%	
達成 見込	実質赤字比率	標準財政規模に対する一般会計等を対象とした 実質赤字額の割合	「—」※1	「—」※1	「—」※1	早期健全化基準 11.41% 財政再生基準 20.0%
達成 見込	連結実質赤字比率	標準財政規模に対する全会計を対象とした実質 赤字額（又は資金の不足額）の割合	「—」※2	「—」※2	「—」※2	早期健全化基準 16.41% 財政再生基準 30.0%
基準 以下	実質公債費比率	標準財政規模に対する一般会計等が負担する 元利償還金及び準元利償還金の割合	9.4%	5.4%	R2年度で 7～11%	早期健全化基準 25.0% 財政再生基準 35.0%
基準 以下	将来負担比率	標準財政規模に対する一般会計等が将来負担 すべき実質的な負債の割合	20.9%	「—」※3	R2年度で 50～90%	早期健全化基準 350.0%
達成 見込	資金不足比率	公営企業ごとの事業の規模に対する資金の不足 額の割合	「—」※4	「—」※4	「—」※4	経営健全化基準 20.0%
達成 見込	経常収支比率	市税、地方交付税等の経常的な収入に対する 人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出の割合	94.6%	94.8%	計画期間中 95%以下を維持	

※1 実質赤字がない場合は「—」と表示。（早期健全化基準11.41%、財政再生基準20.0%）

※2 連結実質赤字額がない場合は「—」と表示。（早期健全化基準16.41%、財政再生基準30.0%）

※3 将来負担額が公債費充当可能財源等を下回る場合は「—」と表示。（早期健全化基準350.0%）

※4 資金不足額がない場合は「—」と表示。（経営健全化基準20.0%）

I-3 中長期の財政収支見通し

(1) 今後 30 年間の財政収支見通し

本計画の策定にあたっては、将来の公共施設等の更新費用や経済状況等の見通し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を加味したうえで、今後 30 年間の財政収支見通しを作成することにより、将来の課題を把握し、その対応策を検討しました。

(2) 公共施設等の中長期保全費用の見通し

公共施設等の当初建築費を建築・電気・機械の工事種別ごとに案分したうえで、物価上昇等による補正を加え、保全費用を算出しました。また、改修等の周期は、公共施設等の長期間の使用を考慮したうえで、必要となる大規模改修や建替を統一的に年限を定めて行うものとして試算しました。

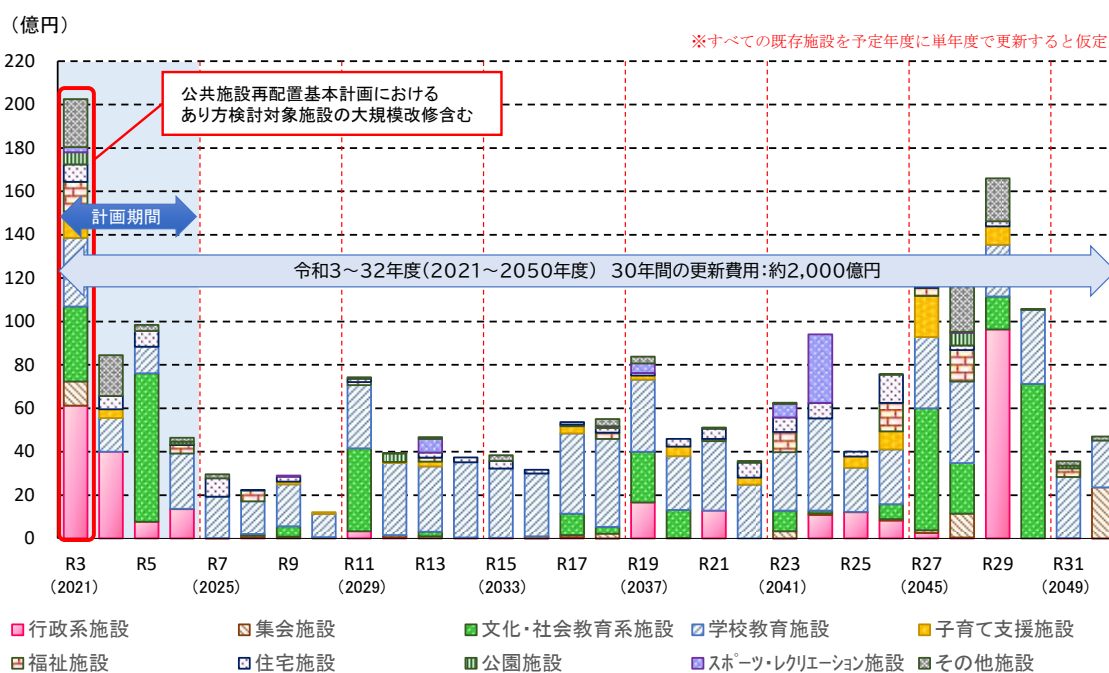


図 20 公共施設等の中長期保全費用の試算 (P5 図 7 再掲)

(3) 経済状況等の見通し

内閣府が令和元年度より拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を考慮したうえで作成し、令和2年7月31日に経済財政諮問会議に提出した「中長期の経済財政に関する試算」におけるベースラインケース¹³を基に、令和3(2021)年度～令和11(2029)年度までの経済状況等の影響を試算しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入が回復しない状況を想定し、リーマンショック時における地方財政計画への影響額等を参考に、中長期の経済財政に関する試算における名目GDP成長率、消費者物価上昇率を補正することにより、一定のリスクを加えています。

表3 ベースラインケースにおけるマクロ経済の姿

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
実質GDP成長率	0.3	0.0	▲4.5	3.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.2	1.0	0.9	0.8
名目GDP成長率	0.1	0.8	▲4.1	3.5	2.3	2.0	1.7	1.5	1.4	1.2	1.1	1.0
物価上昇率												
消費者物価	0.7	0.5	▲0.3	0.5	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
国内企業物価	2.2	0.1	▲2.0	0.7	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
GDPデフレーター	▲0.2	0.8	0.4	0.2	▲0.2	▲0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2

(4) 中長期財政収支見通しの試算結果

前述の見通しを踏まえ、公共施設マネジメントについて何も対策を講じずに既存施設すべてを維持・更新し、新たな行財政改革の取り組みを何も実施せず、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済状況の見通しに大幅な変更がなかった場合は、今後30年間で約600億円の収支不足が生じる見込みです。

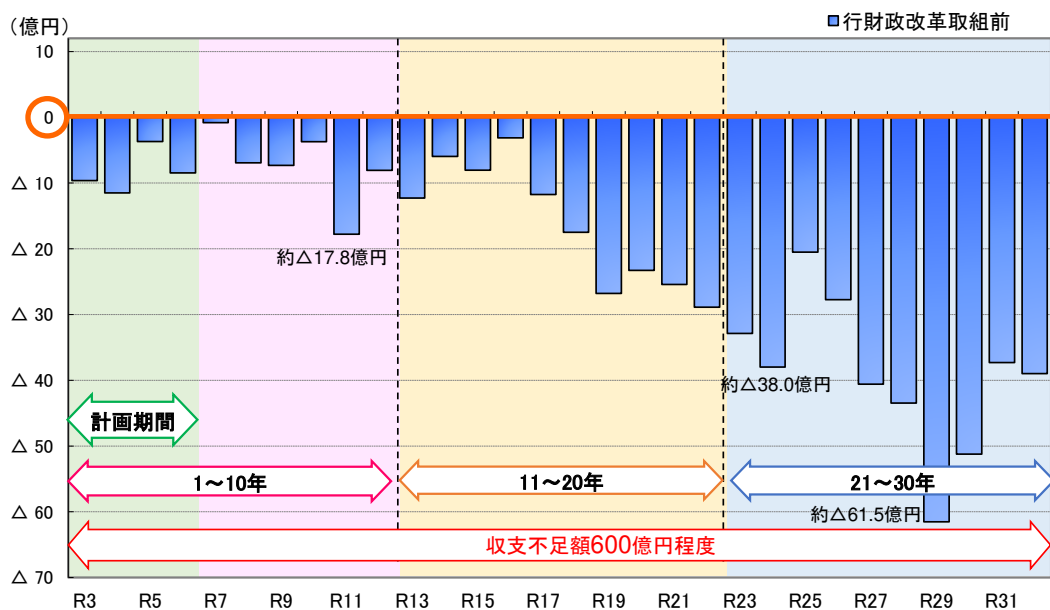


図21 今後30年間の収支不足見込額

13 ベースラインケース: 経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移するとして試算。今後10年(2020～2029年)の平均成長率は実質1%程度、名目1%強となるとして試算したもの。

Ⅱ 行財政運営の基本的考え方

Ⅱ-1 基本理念

将来を見据えた持続可能な行財政運営

～少子高齢化時代における満足度の高い行政サービスの提供に向けて～

伊丹市行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）では、歳出削減などの抑制を中心とした行財政改革に加え、市税等の徴収強化や公有資産の活用、広告事業といった歳入増加や新たな財源の確保策を講じてきました。また、毎年度の予算編成における政策的・投資的事業に要する一般財源、市債に制限を設けてきたこと、基準を定めて基金の積立・取崩を実施してきたことは、健全化判断比率等の改善に大きく寄与してきました。

今後の行財政運営においては、いつ、どの程度の財源不足が見込まれるか、中長期的な視点で課題を把握したうえで、歳出の抑制に取り組むだけでなく、将来的に投資した経費を上回る財政効果が期待できる事業について、健全性が維持できる範囲において積極的な投資を行う枠組みの構築が必要となります。

また、事業の見直し・効率化により得られた効果が上振れする場合は、将来に向け、柔軟かつ機動的に追加の投資を行うことにより、さらなる健全化を図る積極型の行財政改革の推進が求められています。

将来にわたり健全な行財政運営を行うための積極型の行財政改革の取り組みと、不測の事態や計画策定後の状況変化に柔軟かつ機動的に対応できる財政規律・財政指標の目標を設定することにより、少子高齢化時代における満足度の高い行政サービスを提供できる、将来を見据えた持続可能な行財政運営の実現を目指す必要があります。

この基本理念の実現に向け、次の「4つの取り組み」を柱として、不断の行財政改革に取り組みます。

II-2 4つの取り組み

◆公共施設マネジメントの推進

公共施設等のライフサイクルコストや余剰空間、利用する時間帯等を考慮し、施設の再配置に向けた集約・複合化や長寿命化等の必要な投資の推進と、施設の有効活用による収入の確保により、将来負担の低減を目指します。

◆効率的・効果的な行政経営

PDCAサイクル¹⁴による事業評価の徹底と客観的データに基づく政策立案（EBPM¹⁵）の推進、ICT¹⁶等の活用による行政事務のデジタル化や効率的な業務実施体制の確保、公民連携の仕組みの構築など、効率的・効果的な行政経営に向けた事務事業の見直しに取り組みます。

◆公営企業等の経営改革

市立伊丹病院再編事業における財政リスクの明確化と経営改革による経営基盤の強化に取り組むとともに、公営企業・第三セクター等における効率的で安定的な経営の実現に向け、経営戦略に基づく業務改善・経営改革等の取り組みを推進します。

◆健全な財政運営

財政規律の設定による抑制の仕組みと健全性に資する積極的な投資、将来の財政負担に備えた基金への計画的な積立・取崩により持続可能な行財政運営の確立を目指します。

14 PDCA サイクル: Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返すことにより業務を継続的に改善する手法。

15 EBPM: Evidence-Based Policy Making の略。証拠に基づいて合理的、論理的に政策を評価し立案する仕組みのこと。

16 ICT: information and Communication Technology の略で情報通信技術を指す。

III 行財政運営の4つの取り組みについて

III-1 公共施設マネジメントの推進

基本的な考え方

伊丹市公共施設等総合管理計画及び伊丹市公共施設再配置基本計画に基づき、将来負担の低減を目指します。

伊丹市公共施設等総合管理計画の基本的考え方、伊丹市公共施設再配置基本計画の再配置方針に基づき、施設の設置目的や建物・利用・コストの現状、事業等を取り巻く社会環境の変化、市民ニーズの現状や課題など、現時点で想定しうる事象等を踏まえたうえで、施設のライフサイクルコストや余剰空間、時間帯等の有効活用を考慮し、必要な投資と収入の確保により将来負担の低減を目指します。

(1) 公共施設マネジメントによる事業費削減目標を設定

伊丹市公共施設再配置基本計画における中長期のあり方検討対象施設のうち、本計画期間中に大規模改修時期が到来する施設の具体的な再配置方針の検討と事業化に取り組むとともに、それ以降の対象施設について早期に方針検討を行うことにより、計画的な施設改修や効率的な管理運営を推進し、施設更新経費（ライフサイクルコスト）と管理運営経費（ランニングコスト¹⁷）を合わせた公共施設全体の事業費について、今後30年間で約200億円を目標に削減を図ります。

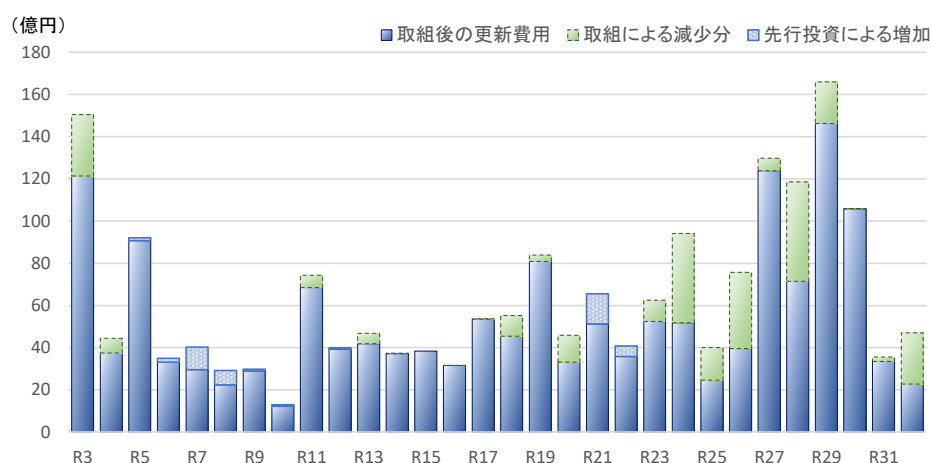


図 22 公共施設マネジメントによる更新費用の減少

17 ランニングコスト：建物を維持するために必要な管理費や補修費、事業の実施に必要な経費のこと。（参考：イニシャルコスト：建築物の建設や機械・設備の導入など新たに施設を整備する際の初期費用）。

(2) 行財政プランにおいて見込んだ財政負担を増加させない事業計画の推進

公共施設の維持や更新改修の実施にあたり、機能追加や充実等により、行財政プランの財政収支見通しにおいて見込んだ財政負担額から事業費が増加した事業計画となる場合が想定されます。今後施設の改修等を検討する際は、施設機能の抜本的見直しを前提とし、行財政プランにおいて見込んだ財政負担を超過することがないように、シーリング¹⁸の設定と進捗に応じた点検により適切に事業計画を推進します。

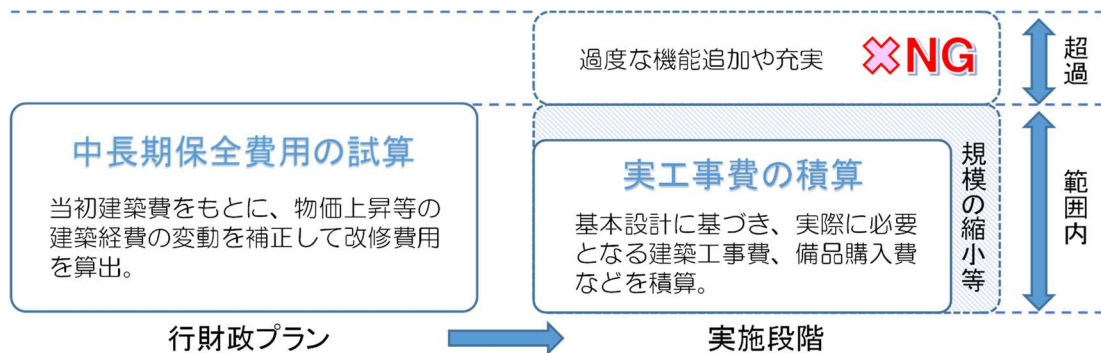


図 23 財政負担を抑制するスキーム

(3) 事業が着実に実施できる財政運営の枠組みを設定

伊丹市公共施設再配置基本計画等の再配置方針に基づき実施する事業を計画的かつ着実に実施できるよう、毎年度の予算措置の枠組みを設定し、施設の機能移転や複合化、長寿命化を積極的に推進します。

(4) 公共施設の有効活用による収入の確保

令和元年度の伊丹市使用料手数料等審議会の答申における受益者負担の考え方に基づき、施設の必需性・選択性や収益可能性を考慮しつつ、料金改定実施の可否や改定時期等について個々の施設の性質や目的等を踏まえ適切に判断します。

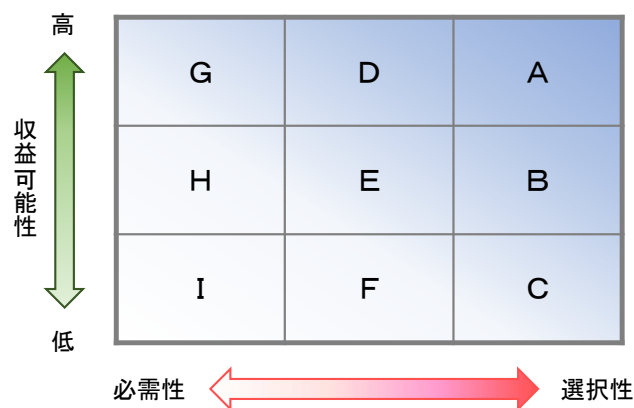


図 24 必需性・選択性と収益可能性のマトリクス図

18 シーリング:天井の意。予算要求等において、これ以上高くしてはいけないという上限を指す。

III-2 効率的・効果的な行政経営

① 事務事業の見直し・効率化、組織力の強化

基本的な考え方

PDCA サイクルによる評価と客観的データに基づく政策立案(EBPM)により、事務事業の不断の見直し、効率化に取り組みます。

事務事業の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果があがるよう、事業目的や必要性、公益性、代替性の有無といった観点からPDCAサイクルによる評価を徹底するとともに、客観的データや合理的根拠に基づく政策立案(EBPM)や評価・検証を推進し、スクラップ&ビルドを原則とした事務事業の見直し・効率化に取り組みます。



図 25 PDCAサイクルのイメージ

(1) 先端技術(AI・ロボティクス等¹⁹)の利活用による行政事務の電子化と自動化

超勤レス、ペーパーレス、キャッシュレスを柱とする「Smart Itami 宣言」²⁰の推進や RPA²¹、AI-OCR²²等の活用業務の拡大、マイナンバーやマイナポータル等の活用によるオンライン申請に関する仕組みの構築など、先端 ICT 等を活用した事務事業の効率化に取り組みます。

19 AI・ロボティクス:AI(人工知能)やロボティクス(ロボット工学)の分野に関する技術。

20 Smart Itami 宣言:新庁舎の供用開始(R4 年度)を機に AI(人工知能)などの技術革新や働き方改革の推進により、職員が生き生きと働く、スマートな職場と市民サービスを目指すことを目的に、令和元年度に行った宣言。①超勤レス(時間外労働を H29 年度比 30%減等)、②ペーパーレス(庁舎内文書量 H30 年度比 50%削減)、③キャッシュレス(本庁窓口を原則キャッシュレス)の3つの目標からなる。

21 RPA:Robotic Process Automation の略。コンピューター上で行われる業務や作業を人に代わって自動的に行う技術。繰り返すマウスのクリックや文字・数値の入力など、定型・反復的な業務をソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する。

22 AI-OCR:AI(人工知能)による Deep Learning(深層学習)の成果を活用し、手書きの文字や帳票等の読み取りを行い、データ化する技術。

(2) 業務の見える化と標準化による効率的な業務実施体制の確保

業務全般にわたるフローの作成により業務の見える化を進め、ICT や民間活力の活用などによる効率的な業務実施体制の確保に取り組みます。また、業務プロセス、情報システムの両面から業務の標準化を推進し、各業務に係る調達・導入の平易化、価格低減を推進します。

(3) 共通事務の集約による事務の最適化

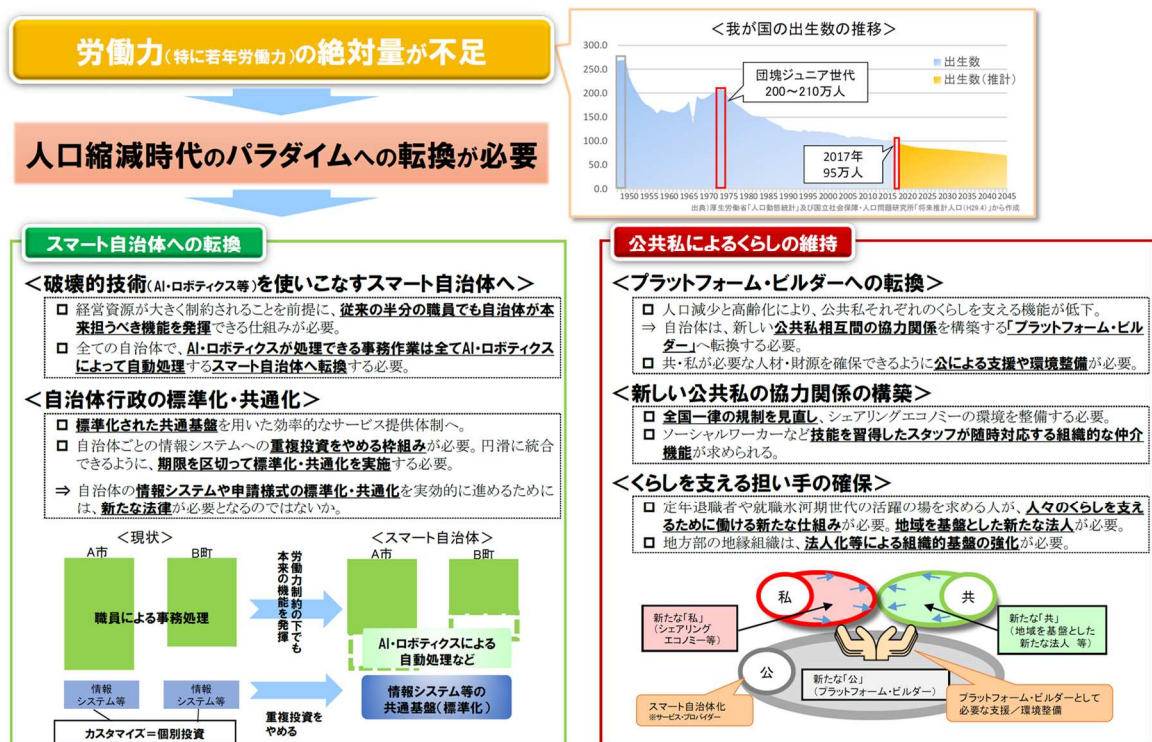
各所属に散在する庶務事務等の内部管理事務や光熱水費や管理委託、消耗品調達といった各所属共通事務について、一括処理や集約化、標準化を推進し、事務ミスや属人化、等待時間の解消等による効率化を図ります。

(4) 事務事業の見直しを可能とする組織力の強化

社会情勢と市民ニーズの複雑化・多様化に伴う行政需要の変化に対応し、安定したサービス提供を両立させるために、改めて組織のあり方を検討し、給与制度の適正な運用に努めるとともに、柔軟かつ適正な定員管理を行います。また、職員の能力向上と意識改革を促し、「真の協働社会の実現」を実行できる人材づくりのため、人材育成基本方針の取り組みを推進します。

【参考】自治体戦略 2040 構想研究会(総務大臣主催)報告・第二次報告

高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃の人口構造の変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくための新たな自治体行政の基本的考え方について検討されました。



② 公共私の協力関係構築

基本的な考え方

公民連携の仕組みによるサービス充実・向上を図ります。

平成 29 年 3 月に改定した「PPP（公民連携）の基本的な考え方」に基づき、民間と公共の双方に利益がもたらされるよう、社会資本の整備や公共サービスの充実・向上を図ります。また、新規事業実施の際や社会環境に変動があった場合は、優先的に PPP の活用を検討するとともに、既存の事業についても適宜民間ノウハウの活用を検討し、PPP の更なる推進を図るとともに、民間の活力を活用できるものは民間に任せ、公共が直接行うべきサービスの集中・重点化を推進します。

(1) 指定管理者制度等の活用

公の施設については、施設運營業務の評価・検証と利用料金制導入等のインセンティブ²³付与による更なる市民サービス提供の充実・効率化を推進します。また、指定管理者のノウハウの活用による収益性の確保とサービスの向上に向け、指定管理者が積極的に自主事業を実施するための環境整備に取り組みます。直営による管理を行っている施設については、伊丹市公共施設再配置基本計画を踏まえ管理のあり方について検証を行い、指定管理者制度導入の可能性について研究を行います。

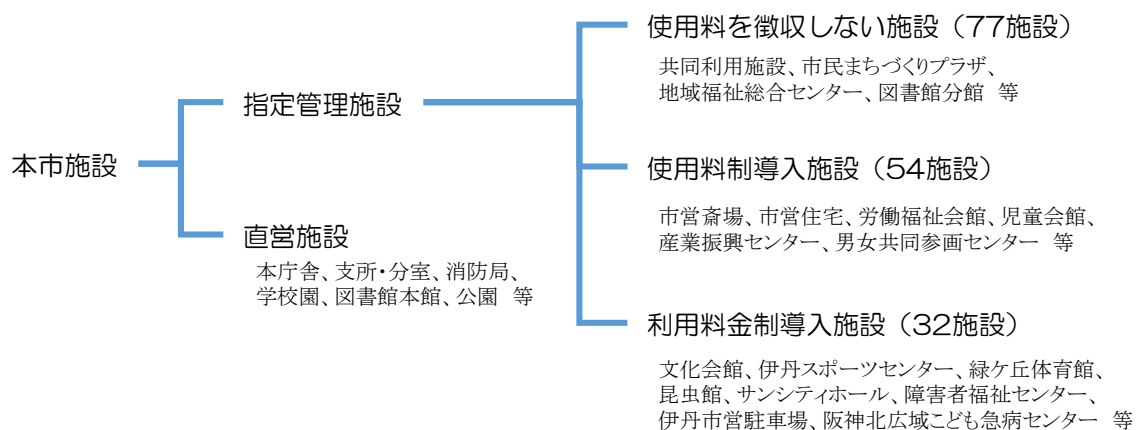


図 26 公の施設における指定管理者制度の導入状況 (R3 年 3 月現在)

23 インセンティブ:意欲を引き出すための奨励策のこと。

(2) 民間委託等の推進

公共が担うべき本来業務に人的資源を集中させるため、財務会計や庶務事務といった定型・ノンコア業務における業務フローの総点検を実施し、費用対効果やノウハウ継承等を踏まえ、民間委託導入の検討に取り組みます。また、施設維持管理の包括委託や成果連動型委託、優先交渉権付サウンディング²⁴型市場調査、コンセッション方式²⁵による民営化など、他市先進事例を参考に導入・活用の可能性の検討に取り組みます。

(3) 保有資産の利活用

本市の保有する土地や資産について売却やその他活用方法を中長期的かつ経営的観点から検討を行うことにより、積極的な財源の確保を図ります。また、民間ニーズに適合した多様な手法により効果的な資産活用を進めます。

(4) 多様な手法による新たな財源の確保

ネーミングライツ²⁶や広告事業など、民間ニーズや社会経済環境の変化を踏まえつつ、引き続き新たな財源確保に取り組みます。また、ふるさと寄附金の受け入れ増加に向け、返礼品の充実や魅力ある情報発信に取り組むほか、クラウドファンディング²⁷等の手法による寄附金募集を検討します。

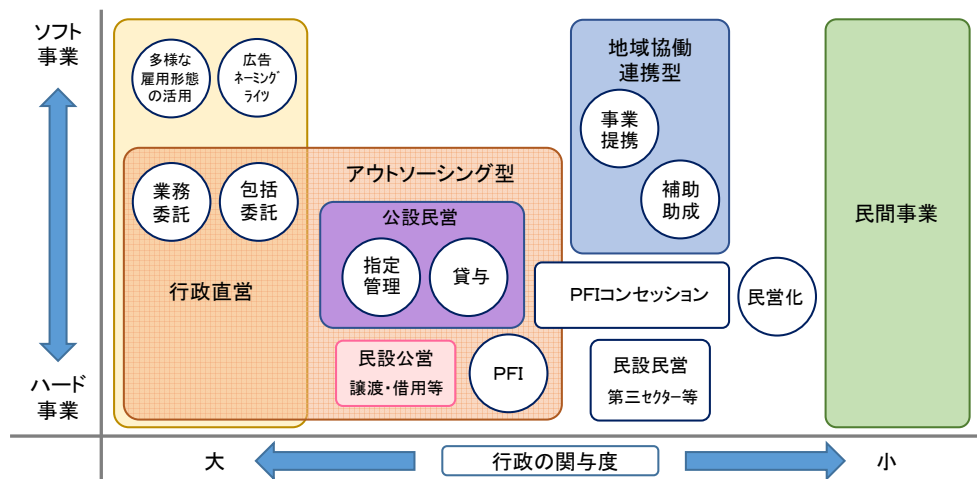


図 27 PPPの概念図

24 サウンディング: 事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うもの。

25 コンセッション方式: 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定(売却)すること。

26 ネーミングライツ: 公共施設等の名称に企業名等を付与することで施設の運営資金を調達する手法。いわゆる命名権。

27 クラウドファンディング: インターネットを通じて不特定多数の人々へ資金提供を呼びかけ、その趣旨に賛同した人から資金を調達する仕組みのこと。

III-3 公営企業等の経営改革

基本的な考え方

公営企業会計における「経営戦略」の着実な遂行と第三セクターへの適切な関与により財政リスクのマネジメントに取り組みます。

社会情勢の変化等により経営環境が厳しい中でも安定した事業・サービスの提供が可能となるよう、施設・設備に関する投資計画や財源の見通しを中心とする「経営戦略」を適宜見直し、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政リスクのマネジメントの向上に取り組みます。

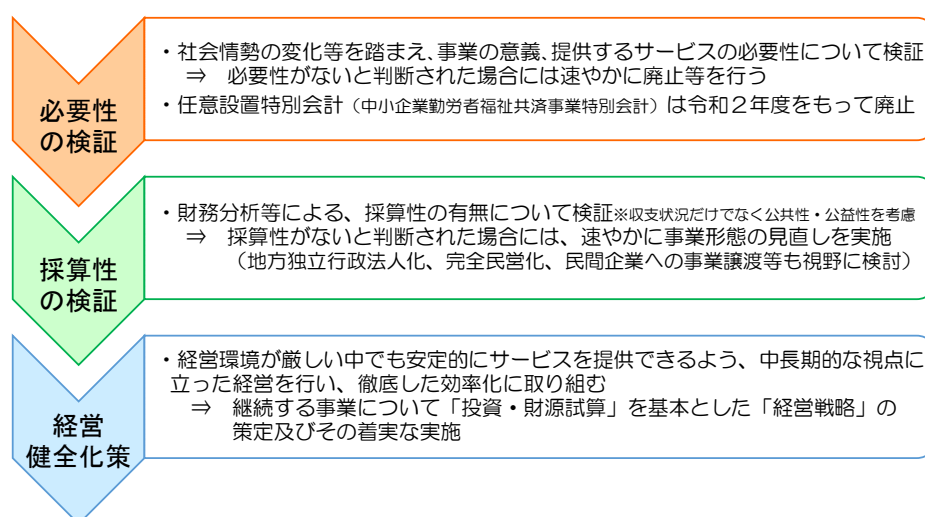


図 28 公営企業等の経営についての検証方法

（1）病院再編を踏まえた「新病院改革プラン」の改定と財政リスクの徹底管理

地域における基幹的な公的病院として良質な医療の継続的な提供に向け策定した「市立伊丹病院改革プラン」について、総務省が示す「新公立病院改革ガイドライン」の改定を前提に、新病院における経営効率化や地域医療構想等を踏まえた役割の明確化、経営形態の見直しの視点に立った経営改革を継続するため、次期公立病院改革プランを策定し、地域における良質な医療の確保に取り組みます。

また、新病院の経営改革による安定した経営継続ができなければ整備事業費に係る一般会計負担が増大する可能性があることから、将来の収支見通しにより財政リスクを明確にしたうえで、病院改革プランの着実な遂行による経営基盤強化に取り組みます。

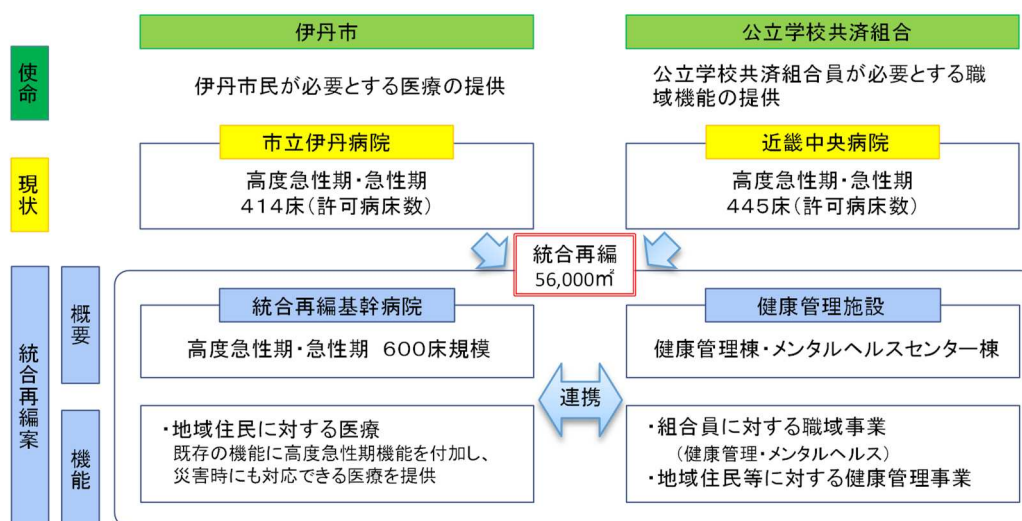


図 29 市立伊丹病院再編事業の概要

(2) 取り組みの検証に基づく経営戦略の見直しと ICT の利活用

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」に基づき、これまでの取り組みの分析評価等の検証を行い、その結果を踏まえた取り組みの再検討や将来の収支見通しに係る試算精度の向上を図るなど、経営基盤強化と財政リスクのマネジメント向上に向けた見直しに取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた「新しい生活様式」等に対応するため、ICTの活用による業務改善、経営改革等を進めることにより、効率的で生産性の高い経営の実現と住民サービスの向上に積極的に取り組みます。

モーターボート競走事業については収益金の低下につながらないよう、引き続き事業運営の効率化に向けた取り組みを推進します。

(3) 第三セクターの経営状況等の把握と適切な関与

公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは行政の補完・代行機能を有している一方、経営が悪化した場合には本市の財政に影響を与える可能性があります。第三セクターの健全な経営が維持されるよう経営状況を把握し、適切な関与を行うとともに、経営の悪化が見込まれる場合は、速やかな経営健全化に取り組みます。また、本市の財政規律を強化する観点から、第三セクターの資金調達に係る新たな損失補償は、原則として設定しないこととします。

III-4 健全な財政運営

基本的な考え方

財政規律の設定による抑制の仕組みと健全性に資する積極的な投資により持続可能な行財政運営を確立する。

本市を取り巻く課題に対応し持続可能な行財政運営を維持するため、財政規律の設定による歳出抑制の財政運営に加え、将来的に投資した経費を上回る財政効果が期待できる事業への積極的な投資を推進する仕組みの構築が必要です。また、事業の見直し・効率化により得られた効果額が当初計画に比べ上振れる場合は、さらなる投資による健全化を推進することに加え、将来の財政負担に備えた基金への積立・取崩を実施すること等により、中長期的な視点から持続可能な行財政運営の確立を目指します。

(1) 政策的・投資的経費のメリハリのある抑制と積極的な推進

中長期的に財政の健全化に資する取り組みの推進に向け、財政の健全性が維持できる範囲において積極的な投資を行うため、適切な目標指標を設定します。また、国の有利な財源の活用や市債の発行抑制など、柔軟かつ機動的な事業展開を図ることができるよう、計画策定後の状況変化に対応できる財政規律の設定を行います。

◆政策的経費に係る一般財源の上限額を設定

社会情勢の変化に伴って生じる諸課題や市民ニーズに的確に対応し、将来に負担を先送りすることなく住みやすいまちであり続けるためには、毎年度一定の政策的経費（ソフト事業）が不可欠となります。また、スマート自治体の実現に向けた、ICT活用や標準化等による業務効率化の取り組み等の推進には先行投資が必要となります。

一方で、政策的経費（ソフト事業）にかかる一般財源は、事業そのものが経常経費となる可能性もあることから、財政の健全性を維持するためには、PDCAサイクルによる事業のスクラップ＆ビルドを原則とすることが重要です。

本計画においても引き続き、財政の健全性の確保に向け、政策的経費（ソフト事業）は効率的な行政経営の取り組みによる効果額の範囲内で実施することとし、毎年度の予算において一般財源で約5億円を上限に配分します。

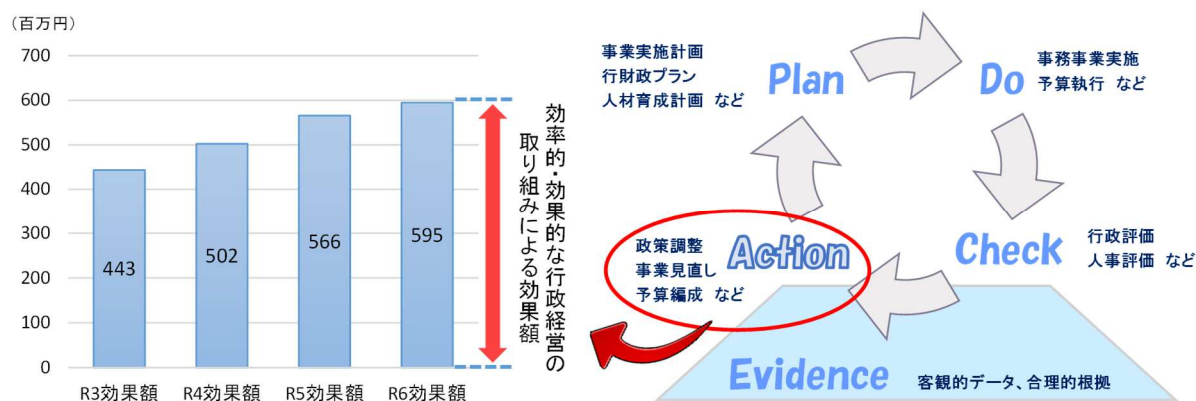


図 30 効率的な行政経営の取り組みにより得られる効果額

◆投資的経費に係る市債発行額と一般財源の上限額を設定

新型コロナウイルス感染症拡大への対応や国政策の動向等に伴う計画策定後の状況変化に対応するため、行財政プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）で区分した投資的経費（ハード事業分）における「再配置計画推進分」及び「インフラ・その他分」を統合し、柔軟かつ機動的な投資を行う枠組みを構築します。

また、財政収支見通しにおいて見込んだ範囲内で公共施設の更新事業を実施することを前提に、過度な機能追加や仕様の充実等による事業費増加を抑制するとともに、適切な更新事業費を措置するため、既に財源措置がなされた新庁舎整備分を除き、計画期間内における市債発行額の上限を 260 億円（毎年 65 億円）以内、一般財源の上限を 60 億円（毎年 15 億円）以内にそれぞれ設定し、計画的かつ着実な公共施設マネジメントの推進に取り組みます。

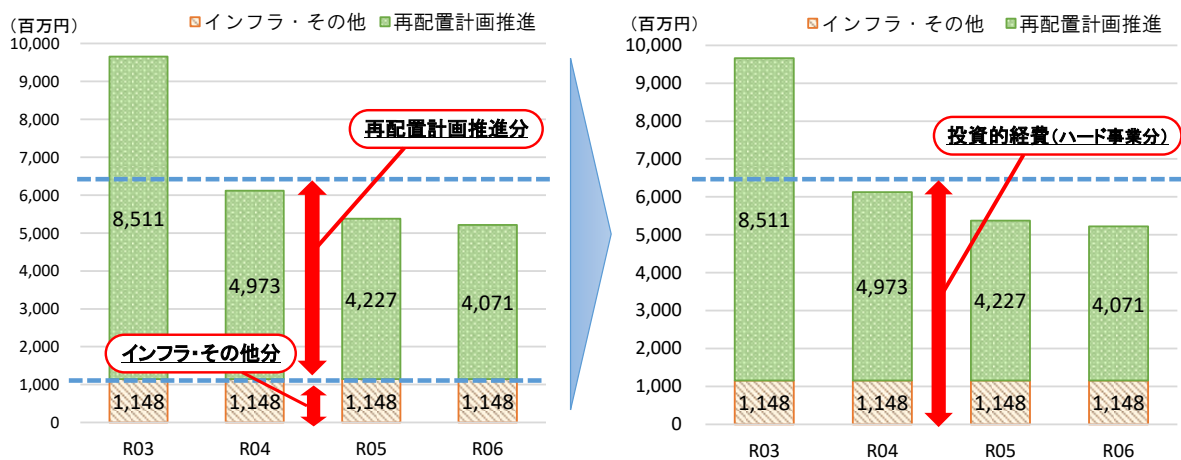


図 31 投資的経費に係る市債発行の見込額と区分統合のイメージ

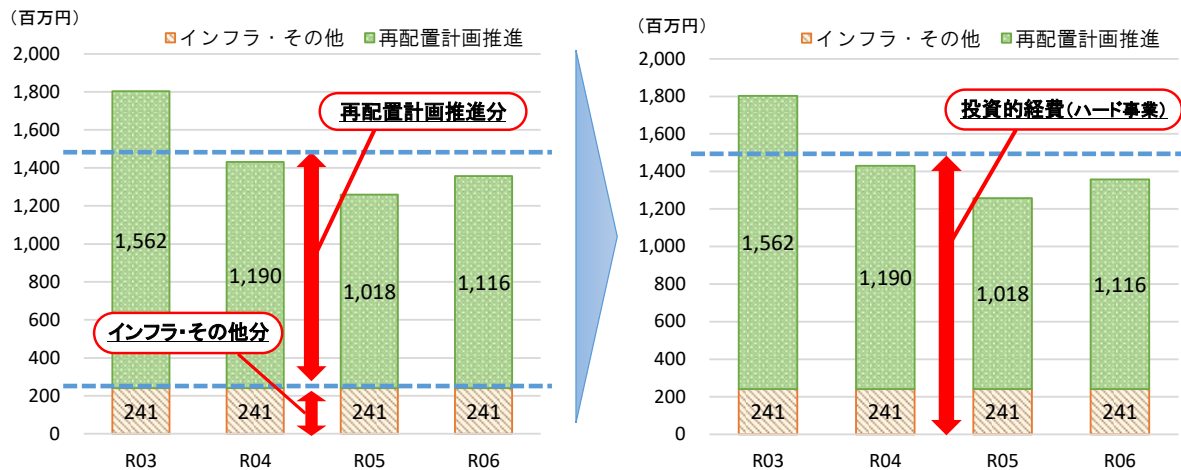


図 32 投資的経費に係る一般財源の所要見込額と区分統合のイメージ

政策的・投資的経費においては、将来的に投資した経費を上回る財政効果が期待できる事業に対し、健全性が維持できる範囲において積極的な投資を推進するとともに、行財政改革の効果が上振れた場合は、得られた効果額をさらなる投資に活用すること、国等の有利な財源措置を積極的に活用すること等により、少子高齢化時代における持続可能な行財政運営の確立を目指します。

(2) 基金の設置趣旨に即した適正な管理運営

基金の積立目標については、不測の事態に備える財源調整用の基金と、予見性の高い特定の財政負担を平準化するための基金とに分類したうえで、過度な規模の資金保有とならないよう、合理的で客観的な目標の設定及び、積立・取崩を行います。

◆財政調整基金の積立目標

財政調整基金は、令和2年度末における阪神・淡路大震災以前の水準を確保することを目指していたものの、新型コロナウイルス感染症対策等の影響による取り崩し等により、行財政プラン(平成28年度～令和2年度)において定めた目標の達成は困難となる見込みです。一方、国から地方公共団体の基金の適正な管理・運営についての通知が出されており、不測の事態に備えた積み立てだけでなく、効率的な運用や取り組むべき事業への活用などの適正な管理・運営が求められています。

こうした状況を踏まえ、基金現在高の目標額は、災害発生等の不測の事態への備えとして、一般会計だけでなく特別会計や公営企業を含む全会計の健全化判断比率である連結実質赤字比率の早期健全化基準(標準財政規模の16.42%)を上回る17%以上を確保するとともに、過大な資金保有とならないよう、積立上限を20%以下とし、適正な管理・運営を推進します。

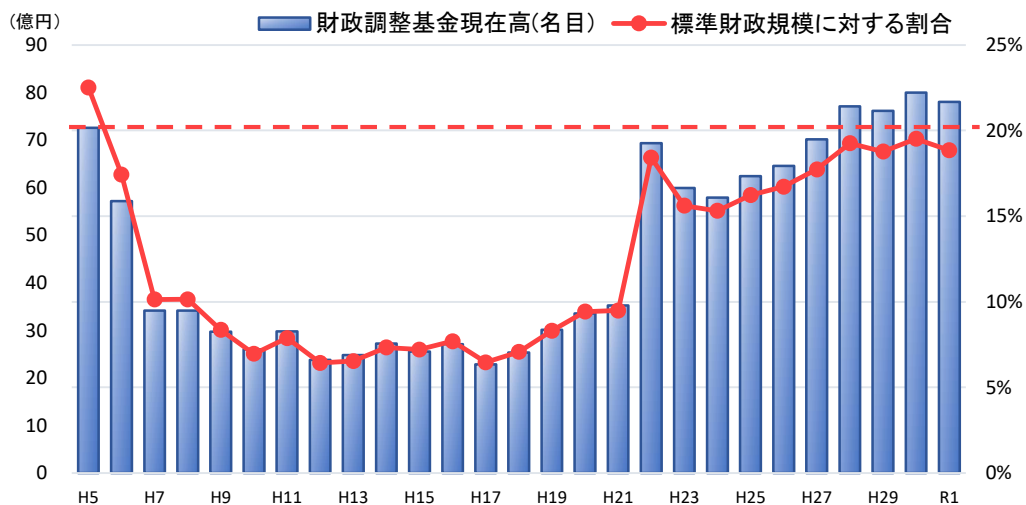


図 33 財政調整基金現在高と標準財政規模に対する割合

◆公債管理基金及び公共施設等整備保全基金による財政負担の平準化

公債費や投資的経費に係る一般財源は社会経済状況の変化や国の財政措置の充実、公共施設マネジメントの推進状況に応じ、将来の財政負担が大きく変動する可能性があります。そのため今後30年間の財政収支見通しにおける所要額を一定の年限ごとに区分し、それぞれの期間に応じた対策により負担の平準化を図るなど、公共施設マネジメントの推進状況に応じた適切な規模の積立・取崩に取り組む必要があります。

公債管理基金及び公共施設等整備保全基金は、今後 10 年間に必要な公債費及び投資的経費に係る一般財源を見積り、当該年度の所要額が 10 年間の平均額（公債費は 77.0 億円、投資的経費に係る一般財源が 5.6 億円）を下回る場合には、その差引額を積み立て、上回る場合は取り崩すことにより、財政負担の平準化を図ります。また、11 年目以降は公共施設マネジメントや国の有利な財源を活用することにより生じた効果額等を積み立てることにより負担を平準化させます。

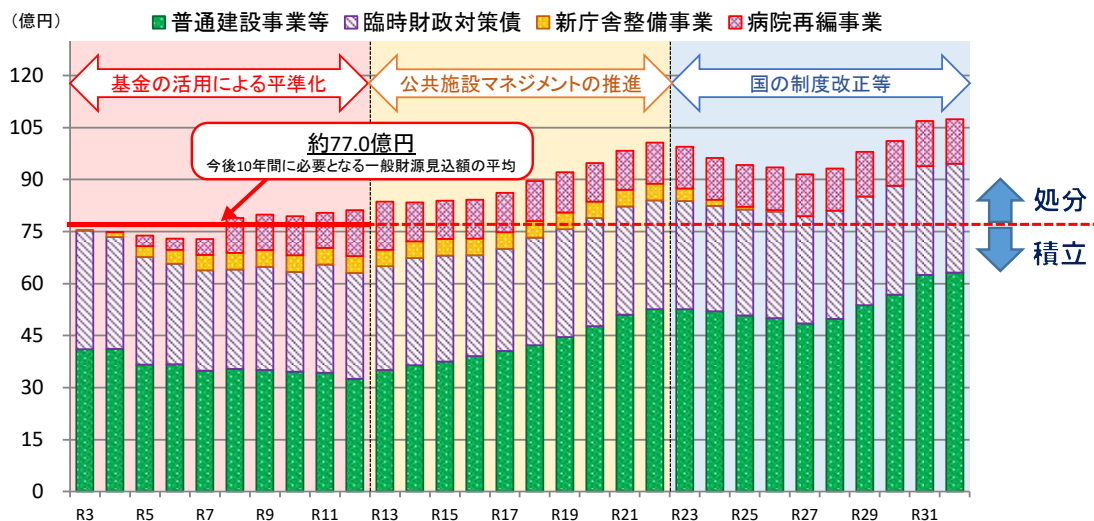


図 34 公債費の将来推計

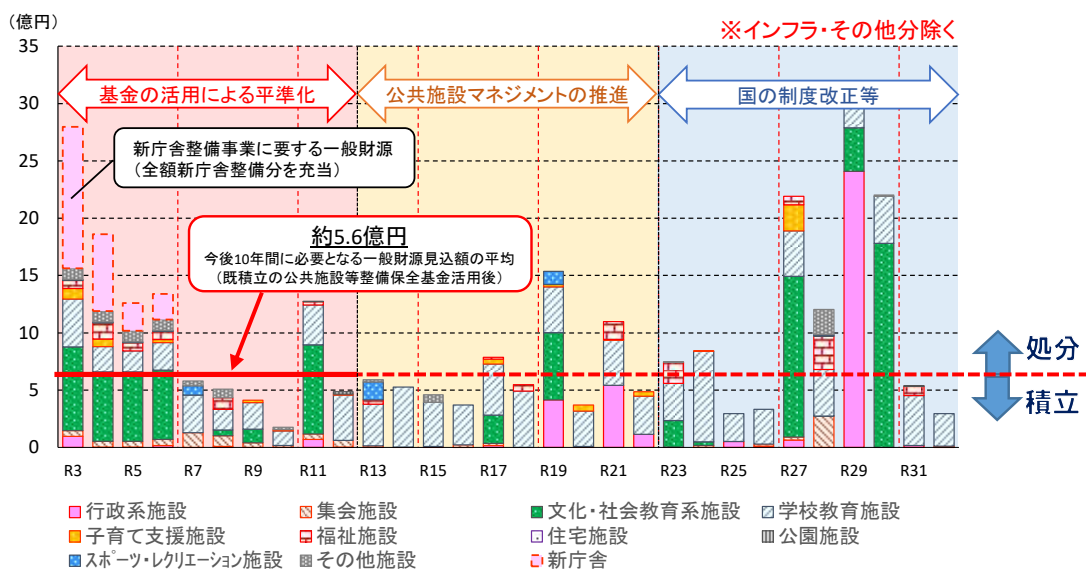


図 35 投資的経費に係る一般財源の将来推計

なお、市立伊丹病院再編事業に伴う新病院の経営改革により安定した経営継続が確保できなければ、整備事業費に係る一般会計負担が増大する可能性があることから、公債管理基金の既積立額については当分の間、取り崩しを実施せず財政リスクに備え留保することとします。

◆一般職員退職手当基金による財政負担の平準化

一般職員の退職手当については、今後30年間を見通したときには、令和2年度予算の3.5倍の水準まで増加していくことが見込まれます。予見可能な範囲で、今後の30年間に必要な退職手当にかかる一般財源を見積り、当該年度の所要額が30年間の平均となる7.5億円を下回る場合には、その差し引き額を積み立て、反対に上回る場合には取り崩すことにより、財政負担を平準化させます。

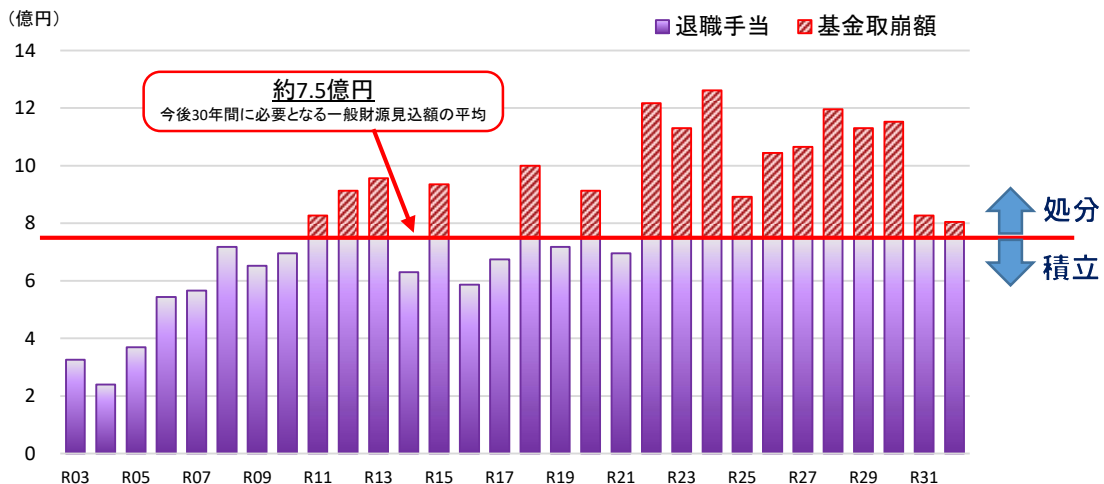


図 36 一般職員退職手当基金の将来推計

(3) 将来の財政負担の縮減と健全化に向けた財政指標の目標設定

国庫補助や市債の元利償還金に対する財政措置など、有利な財源の積極的な活用と財源措置のない市債の発行抑制とともに、将来の公債費負担の縮減に向け、積極的な繰り上げ償還を実施します。

公債費の増加が財政運営上の課題であることを踏まえ、公共施設マネジメントを先送りにならずに積極的に投資の推進を図るとともに、財政健全化法における健全化判断比率の目標水準を設定し、財政の健全性について検証を行います。

◆健全化判断比率の水準を確保

将来の収支見通しにおいて、公債費の増加が財政運営上の大きな課題であることから、公共施設マネジメントを先送りにならずに適切な投資の推進を図るため、引き続き財政健全化法における健全化判断比率である実質公債費比率、将来負担比率を財政の健全性を検証する指標として活用することとします。

新庁舎整備事業や市立伊丹病院再編事業に加え、公共施設マネジメントに係る積極的な投資を進めることにより、大幅な市債発行の増加が見込まれるものの、元金償還までの猶予に伴い計画期間における公債費が逡減する見込みであることから、4年後の実質公債費比率は3～7%程度、将来負担比率は15～55%程度となることを目標水準とします。

また、同判断比率である実質赤字比率、実質連結赤字比率、公営企業の資金不足状況を判断する資金不足比率についても引き続き、健全性を検証する指標として活用します。

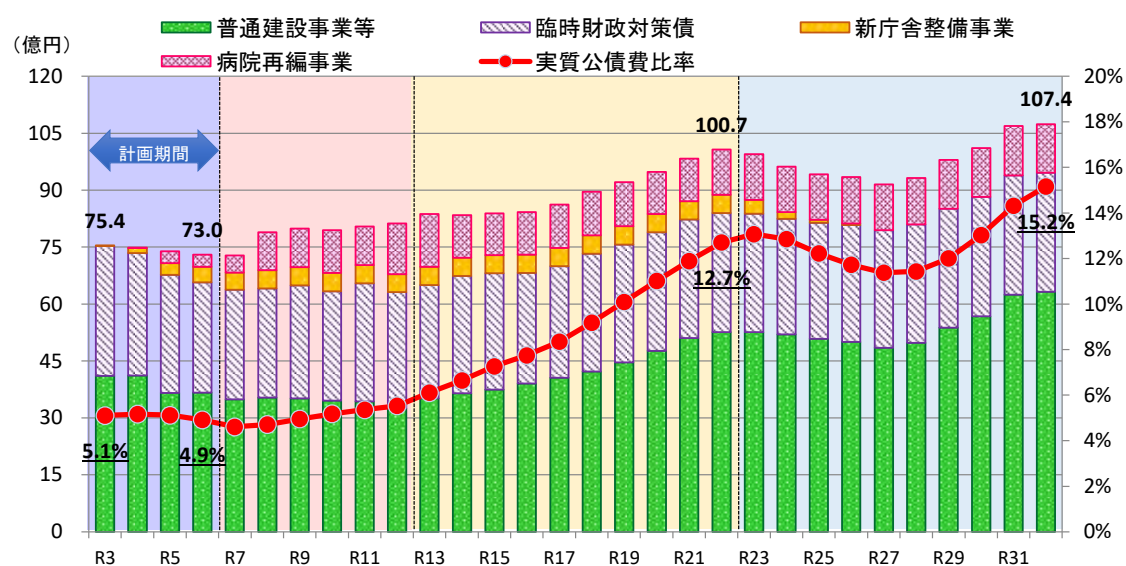


図 37 実質公債費比率と公債費の将来推計

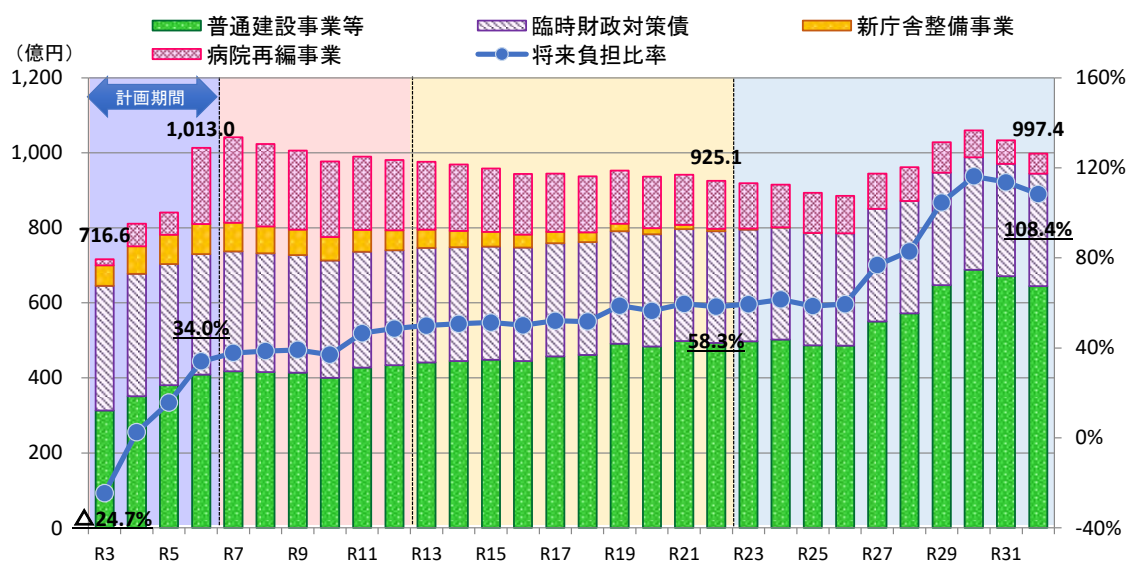


図 38 将来負担比率と市債現在高の将来推計

(4) 計画策定後の状況変化に即した財政規律・財政指標の見直し

令和元年度末から顕在化した新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえると、今後の社会経済情勢の変化や国の政策展開の見通しは、極めて不透明な状況です。

社会経済情勢の変化など、計画策定後の著しい状況変化により財政規律を変更する必要性等が生じた際には、本計画の趣旨を踏まえた上で、適宜目標数値の設定やスケジュールの見直し等を行うことにより、柔軟かつ機動的な財政運営を推進します。

III-5 中長期財政収支見通し（行財政プランの取組後）

公共施設マネジメントについて何も対策を講じずに既存施設すべてを維持・更新するとともに、新たな行財政改革の取り組みを何も実施しなかった場合は、今後 30 年間で約 600 億円の収支不足が見込まれました。

このような課題への対策として新たな行財政プランの計画期間である 4 年間に於いて、公共施設マネジメント及び効率的・効果的な行政経営、公営企業等の経営改革に取り組むとともに、機能的に推進するための財政規律を設定しました。

これらの取り組みを財政収支見通しに反映した場合、今後 30 年間の収支不足額は約 170 億円程度まで改善される見通しです。なお生じる収支不足額 170 億円については、4 年後の新たな行財政プランの策定段階で、それまでの取組効果の検証を行い、新たに必要な対策を講じていくこととします。

◆公共施設マネジメントによる効果見込額の試算 効果見込額 約 200 億円

①大規模改修・更新に要する費用の効果見込額 ⇒ 約 120 億円

②施設管理に要する維持管理経費の効果見込額 ⇒ 約 80 億円

◆効率的・効果的な行政経営による効果見込額の試算 効果見込額 約 110 億円

計画期間内の取組により、経常的な一般財源が約 5 億円削減されるものとして試算。

◆公営企業等の経営改革による効果見込額の試算 効果見込額 約 74 億円

再編後の市立伊丹病院の経営効率化に伴う一般会計繰出金約 2.5 億円の低減と建設費に係る国庫補助等の受領による一般財源負担の削減額。

◆既積立基金の活用による一般財源負担の削減 削減見込額 約 46 億円

市立伊丹病院再編事業に係る財政リスクに備え取り崩しを当分の間留保している公債管理基金の活用による一般財源負担の削減額。

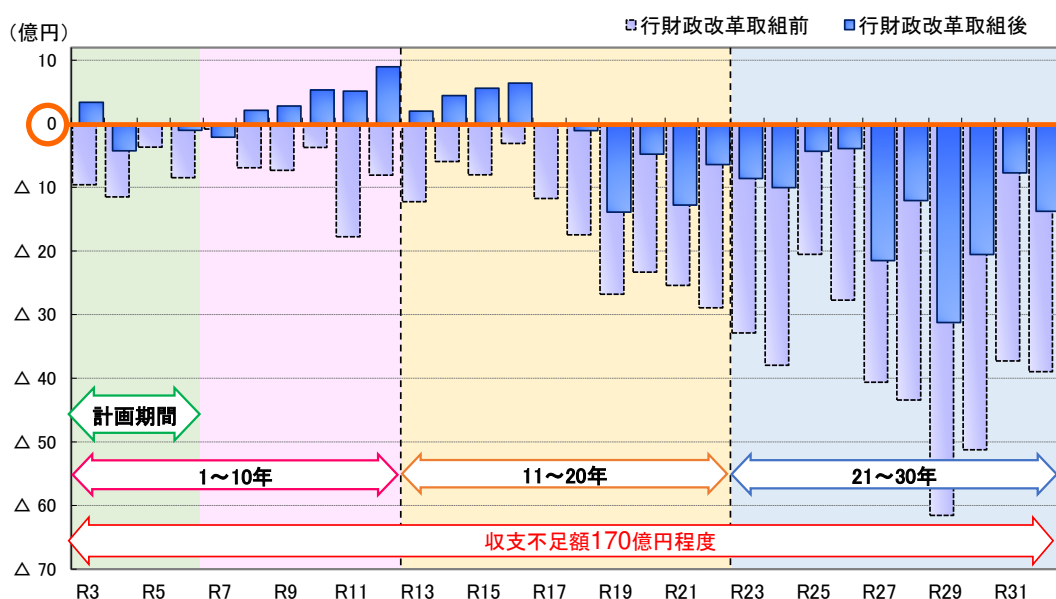


図 39 中長期財政収支見通し（行財政プランの取組後）

IV 財政規律及び財政指標の目標

IV-1 財政規律

項 目	細 目	規 律	現行規律
政策的・投資的 事業の取組方針	投資的経費（インフラ・その他分）に係る一般財源	4年間で60億円以内 (毎年度あたり15億円以内) (投資による財政効果の範囲内)	5年間で25億円以内 (毎年度あたり5億円以内)
	投資的経費（再配置計画推進分）に係る一般財源		5年間で50億円以内 (毎年度あたり10億円以内)
	政策的経費に係る一般財源	4年間で20億円以内 (毎年度あたり5億円以内) (行革努力の削減効果の範囲内)	5年間で25億円以内 (毎年度あたり5億円以内) (行革努力の削減効果の範囲内)
市債の管理方針	投資的経費（インフラ・その他分）に係る市債発行額	4年間で260億円以内 (毎年度あたり65億円以内) (投資による財政効果の範囲内)	5年間で75億円以内 (毎年度あたり15億円以内)
	投資的経費（再配置計画推進分）に係る市債発行額		5年間で175億円以内 (毎年度あたり35億円以内)
基金の管理方針	財政調整基金	標準財政規模の17～20%の範囲内	決算剰余金の2分の1以上を優先的に積立て
	公債管理基金	10年間の見込額平均（約77.0億円）を基準に積立及び取崩 決算剰余金の2分の1以上を優先的に積立て	決算剰余金の2分の1以上を継続的に積立て (財政調整基金の目標残高達成後)
	公共施設等整備保全基金	10年間の見込額平均（約5.6億円）を基準に積立及び取崩	30年間の見込額平均（約7.5億円）を基準に積立及び処分 別途、毎年度1.5億円積立
	一般職員退職手当基金	30年間の見込額平均（約7.5億円）を基準に積立及び取崩	30年間の見込額平均（約7億円）を基準に積立及び処分

IV-2 財政指標の目標

項 目	細 目	R1年度決算	目 標	現行規律
基金現在高	標準財政規模に対する財政調整基金の割合	18.8%	17～20%の範囲内	R2年度までに20%
健全化判断比率	実質赤字比率	「－」※1	「－」※1	「－」※1
	連結実質赤字比率	「－」※2	「－」※2	「－」※2
	実質公債費比率	5.9%※3	R6年度で3～7%程度	R2年度で7～11%程度
	将来負担比率	「－」※4	R6年度で15～55%程度	R2年度で50～90%程度
資金不足比率		「－」※5	「－」※5	「－」※5
経常収支比率		94.8%	目標としない	計画期間中95%以内を維持

※1 実質赤字がない場合は「－」と表示。(早期健全化基準 11.41%、財政再生基準 20.0%)

※2 連結実質赤字がない場合は「－」と表示。(早期健全化基準 16.41%、財政再生基準 30.0%)

※3 実質公債費比率は3年平均。(早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)

※4 将来負担額が公債費充当可能財源等を下回る場合は「－」と表示。(早期健全化基準 350.0%)

※5 資金不足額がない場合は「－」と表示。(経営健全化基準 20.0%)

行財政プラン取組項目

公共施設マネジメントの推進

(改善見込額：経常 一百万円 臨時 一百万円)

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
公共施設等にかかる大規模改修・更新費用の削減	再配置方針に基づいて個別施設のあり方を検討し、機能移転・複合化及び長寿命化を実施。	相乗効果の発現が期待できる、施設の機能移転・複合化により施設更新経費の削減を図る。次世代に引き継いでいく施設については、計画保全・長寿命化により財政負担の軽減を図る。	R3～	臨時
公共施設にかかるランニングコストの削減	指定管理者制度や PFI 等の PPP 手法の活用を検討し、施設運営・管理を効率化。	民間のノウハウ・技術などを活用し、サービスの向上、事業の効率化、財政負担の軽減を図る。	R3～	経常

効率的・効果的な行政経営

○事務事業の見直し・効率化、組織力の強化

(改善見込額：経常 1,554 百万円 臨時 12 百万円)

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
市民意識調査事業の見直し	市民の市政に関する満足度等の市民意識から政策的課題を把握し、政策形成に反映することを目的とし、毎年度、調査を実施。	毎年度の調査実施から後期実施計画策定時の調査への変更を検討する。	R3～	経常
公有財産の貸付	普通財産の貸付及び行政財産の使用許可。	普通財産の貸付及び行政財産の使用基準を作成し、現状の貸付等を見直しを図る。	R3～	経常
災害援護資金償還事務	阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の償還事務。	履行期限までに、免除作業を行い、非免除者が一括償還を行えるよう取り組む。	R3～	経常
基金長期運用事業	基金にて年度を超える長期運用を実施。	新たな歳入確保にむけ、基金の長期運用について運用範囲を拡大する。	R3～	経常
電力・ガス自由化による光熱費対策	電力及び都市ガスの自由化に伴い、調達先に係る入札等を実施することにより光熱費の低減を図る。	新規整備施設への導入及び学校園小型空調ガスへの導入を実施する。	R3～	経常
各種計画策定のあり方を見直し	法律や条例、方針等に基づき、行政活動の具体的な目標や取り組みを規定する行政計画を策定・改定する。	国における行政計画策定のあり方見直しを踏まえ、任意の行政計画の策定・改定について、関連の深い他計画との一本化や計画改定時期のタイミングを合わせるなど、合理的な策定のあり方について検討する。	R3～	経常
各種協議会・会議負担金の見直し	伊丹市が参加している各協議会や会議等に対する負担金を負担。	繰越金が発生している協議会や会議の議題に応じた負担額へを見直しを図る。	R3～	経常

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
徴収体制の強化等	市税、市営住宅等使用料、保育所利用者負担金、児童くらぶ育成料、奨学金、貸付金、生活保護費返還金等の現年・滞納分に係る徴収体制の強化。	これまでの取り組みの更なる徹底と再検証、徴収事務における PDCA サイクルの確立、職員研修による専門スキルの向上などにより徴収体制の強化等の推進を図ることで、徴収率及び徴収額の向上を目指す。	R3～	経常
徴収体制の強化等	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の現年・滞納分に係る徴収体制の強化。	これまでの取り組みの更なる徹底と再検証、徴収事務における PDCA サイクルの確立、職員研修による専門スキルの向上などにより徴収体制の強化等の推進を図ることで、徴収率及び徴収額の向上を目指す。	R3～	経常
窓口サービス改革事業・徴収体制見直し事業	市民サービスの向上を図るため、令和2年度から段階的に税に関する証明書等の交付窓口を庁舎1階市民課窓口統合を実施。	証明書の窓口を統一し、市民の利便性向上と業務の集約化を図る。	R3～	経常
下水道事業会計への補助	公衆浴場に対する下水道使用料の減免。	公衆浴場に対する下水道使用料減免のあり方及び下水道事業に係る基準外繰出の見直しを検討する。	R3～	経常
市民相談業務の見直し	問題や悩み事等を抱えた市民に対し、その解決の糸口を見つけてもらうため、専門家による相談を実施する。	各種相談業務のうち、利用率が低い相談業務の廃止を検討する。	R3～	経常
消費生活センター業務の見直し	消費者の安全を確保するため、消費生活相談等を実施する。	消費生活センターに対する国庫補助等の終了に伴い、消費生活センター業務の見直しを検討する。	R6～	経常
伊丹市環境美化推進協議会の運営の見直し	環境に対する美化意識の高揚や環境美化活動を図ることを目的として、市内一斉清掃、表彰等のための協議会を実施。	市内一斉清掃を地域清掃の充実に切り替えることに伴い、協議会のあり方について検討した結果、協議会の解散を進める。	R3～	経常
野良猫衛生対策事業補助金	市内の野良猫及び地域猫の不妊手術または去勢手術費用の一部を補助する。	環境衛生における事業効果の推移を踏まえ、事業のあり方を検討する。	R3～	経常
環境マネジメントシステム監査の内部化	伊丹市環境マネジメントシステムにおける目標達成状況と取組状況について毎年1回の監査を実施。	時間的・場所的な制約がなく、実行責任者が研修を受講できるような方法を検討する。	R3～	経常
児童遊園地の効果的再配置・再整備	児童遊園地の再配置・再整備。	児童遊園地の街区公園への格上げや児童遊園地の廃止、提供公園の規定見直し等による再配置・再整備を検討する。	R3～	経常
荒牧バラ公園駐車場の収益性の向上	荒牧バラ公園駐車場の収益性の向上。	荒牧バラ公園駐車場の借地料に対し、駐車場収入の増加に向けた取り組みを推進し、収益性の向上を図る。	R3～	経常
サンシティホールのパイプオルガンのあり方見直し	サンシティホールにおけるパイプオルガンの管理運営。	パイプオルガン事業を廃止する。	R3～	経常
社会福祉大会事業の見直し	伊丹市社会福祉協議会に委託し、2部構成（式典、実践報告や講演会）で毎年開催。	社会福祉大会の開催方法等の見直しを検討する。	R3～	経常
在宅医療介護連携システム補助事業	医師会が実施している多職種連携情報システム「バイタルリンク」への利用料を補助する。	多職種連携情報システム「バイタルリンク」利用料補助事業を本市から医師会への委託事業への見直しを検討する。	R3～	経常
ガイドヘルパー派遣事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し社会生活上必要な外出等における移動の支援を行う。	市が実施している障害者の移動支援事業（社会福祉協議会委託）の見直しを検討する。	R4～	経常

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
障がい者グループホーム設置促進事業	障がい者グループホーム新規開設後4年間の人件費(世話人)を補助する。	新規開設する障がい者グループホームに対して実施している市単独補助の内容について検討する。	R3～	経常
地域生活総合支援施設運営補助事業の見直し	伊丹市の地域移行推進の中核的役割を果たす地域生活総合支援施設の安定的な運営を図るために補助金を交付する。	その他の市上乗せ単独補助制度と合わせた補助金額の見直しや、団体の自立的運営の促進などにより、市の単独補助部分について見直しを検討する。	R3～	経常
公用原動機付自転車の廃棄	被保護者訪問等で使用している公用原動機付自転車の廃棄。	老朽化により故障や部品交換に経費を要する公用原動機付自転車を廃棄する。	R3～	経常
予防接種事業に係る費用負担の見直し	B類疾病(高齢者インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン)に係る予防接種事業。	B類疾病(高齢者インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン)にかかる予防接種の自己負担額について、阪神7市1町によるあり方を検討する。	R3～	経常
被保険者証と高齢受給者証の一体化	被保険者が70歳以上75歳未満の場合に高齢受給者証を発行。	被保険者証と一体化することにより経費の削減を図る。	R3～	経常
人間ドック費用助成事業	疾病の早期発見、重症化の予防を図るため、74歳以下の国民健康保険の被保険者と同様に、75歳以上の後期高齢者医制度の被保険者に対し、人間ドック費用の助成を実施。	国の人間ドック費用助成の段階的廃止を踏まえ、広域連合への補助増額を要望と、国民健康保険からの移行における切れ目のない保健事業となるよう国保の補助額との整合性を勘案しつつ、補助額の見直しを検討する。	R3～	経常
文化施策に伴う団体補助・運営補助のあり方見直し	市内文化施策に伴う各団体に対して団体補助・運営補助を実施。	団体の自主的な運営推進のため補助事業等内容の見直しを検討する。	R3～	経常
いたみ文化・スポーツ財団の文化事業等の見直し	文化振興施策実施のための文化施設の管理運営事業の見直し。	効果的・効率的な管理運営事業の見直しを検討する。	R3～	経常
転入促進事業の見直し	市内在住の親元に同居もしくは近居する40歳未満の若者世帯(単身世帯除く)に対し、住宅取得等もしくは賃貸住宅入居に要する費用の1/2を補助。	事業目的を達成する手段として最適であるかを検証し、事業の見直しを図る。	R3～	経常
街路樹維持管理委託事業の見直し	街路樹管理計画の策定により更新等が行われる15路線を含む、市内全域の街路樹路線の維持管理経費の抑制を図る。	優先度の高い15路線の再整備とその他路線の効果的な維持管理を行うことで、安全の確保と維持管理経費の抑制を図る。	R3～	経常
松崎中学校テニスコート借地料の適正化事業	個人より松崎中学校テニスコートの用地を借用。	こやのさと幼稚園の閉園に合わせて見直しを図る。	R5～	経常
教材校具等の計画的整備	教材校具等の購入・整備業務。	教材校具に係る効率的な購入・整備や会計処理の手法を検討する。	R3～	経常
学校図書予算の見直し	学校図書の購入・整備業務。	学校図書の効率的な購入・整備について検討する。	R3～	臨時
学校技能業務の見直し	小・中学校の環境整備および維持管理運営業務に対する人員配置の見直し。	学校技能業務について、組織体制の見直しや専門的技術の活用等の観点から、民間委託も含め、今後のあり方を検討する。	R3～	経常
LED化推進事業	公共施設等における照明器具(学校体育館・格技室)をLED照明に転換。	公共施設等における照明器具(学校体育館・格技室)をLED照明に転換し、光熱水費の削減及びCO ₂ の低減を図る。	R3～	経常
教育活動関連事業等の見直し	教育活動に係る事業を展開。	スクラップ＆ビルドによる事業の置き換え等により、より効果的に児童・生徒の確かな学力、豊かな心を育成する。	R3～	経常

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
学校図書館司書配置の適正化	学校図書館の活性化を図り、児童生徒の「読む力・書く力」等国語力及び言語力の育成を図る。	学校司書による学校図書館の円滑な運営及び読書教育の推進に加え、新学習指導要領の全面実施に伴う調べ学習や探求学習における資料の提供や学校図書館の活用に対応し、学校図書館の活性化を図る。	R3～	臨時
就学援助補助事業の見直し	対象者からの申請に基づき、学用品費等を支給することにより経済的な理由により就学困難な児童生徒の就学奨励を行う。	現在の認定基準は平成25年度生活保護基準を基に設定しているため、最新の情報を活用することにより適切な基準設定の見直しを検討する。	R3～	経常
総合教育センター管理運営の見直し	総合教育センターの管理運営業務。	効果的・効率的な事業運営と職員配置を行うため、貸館業務が中心となる休日・夜間の時間帯の職員体制の見直しや、民間委託を検討する。	R3～	経常
部活動外部指導者の見直し	中学校において高度な技術を要する種目で休部もしくは廃部になっている運動クラブに対する外部指導者の配置。	部活動指導員の充実に向けた外部指導者等の配置見直し及び、部活動助成金について事業の必要性、助成基準等を見直すことにより市費負担の軽減を図る。	R3～	経常
子育てwebサイト・子育てアプリ構築・運用事業	就学前児童の保護者に対し、子育て情報を集約して体系的に情報提供するアプリ及びWebサイトを運営。	市HPによる情報配信等に機能を統合するなど効果的な手法を検討する。	R3～	経常
伊丹市少年少女合唱団への子ども健全育成団体補助	合唱活動を通じて青少年の健全育成を推進する伊丹市少年少女合唱団に団体補助を実施。	団体の自主的な運営推進のため補助事業等内容の見直しを検討する。	R3～	経常
丹波少年自然の家負担金事務	子どもの健全な育成を目的として、一部事務組合を通し丹波少年自然の家の管理運営を行う。	他市の一部事務組合脱退の動向を注視するとともに、一部事務組合において丹波少年自然の家のあり方を検討する。	R3～	経常
放課後児童クラブの利用者負担の見直し	保護者の就労、傷病等の理由により、昼間家庭において適切な保育を受けられない児童を保育する。	受益者負担の考え方と阪神各市町の負担状況を踏まえ、放課後児童クラブ育成料の見直しを検討する。	R3～	経常
幼児教育推進施策周知事業の見直し	幼児教育ビジョン周知のために市バス車体全面広告を実施する。	幼児教育ビジョン周知のための市バス車体全面広告を終了する。	R3～	経常
私立福祉施設運営費補助金事業	市基準による保育士配置を行う社会福祉法人立の保育所等に対する運営費の補助。	公定価格における国基準の動向を注視しつつ、安全な保育環境を維持するための適正な保育士配置のあり方を検討する。	R3～	経常
私立保育園建設事業費償還金補助の見直し	社会福祉法人への私立保育園建設に係る借入金に対する償還補助。	社会福祉法人の私立保育園建設に係る借入金の償還進捗に伴い補助金の交付を終了する。	R4～	経常
放課後子ども教室の見直し	地域人材等を活用した放課後等の教育環境の充実。	県補助金の交付状況等を踏まえ、事業の見直しを検討する。	R3～	経常
図書購入費の適正化	蔵書冊数の増加に向けた図書の購入。	20万人都市にふさわしい図書館として、蔵書構成・蔵書冊数等の検討を行う。	R3～	臨時
ワークライフバランスの充実	職員のワークライフバランスの充実。	事務の見直し・効率化等により、職員のワークライフバランスの充実を図る。	R3～	経常
職員研修事業の充実	職員研修事業の充実。	新しい技術を積極的に取り入れ、安定して質の高い行政サービスを提供できる人材の育成に取り組む。	R3～	経常

○公共私の協力関係構築

(改善見込額：経常 151 百万円 臨時 2 百万円)

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
ふるさと寄附事業の推進	伊丹市の魅力を発信し、広くふるさと寄附を募るとともに、地域の商業・産業の活性化、障がい者の雇用促進等を図るため、寄附者に本市の特産品等を贈呈する事業を実施。	寄附受付ポータルサイトの拡大、および返礼品の新規開発や改良を重ねることにより、寄附を増額させる。	R3～	経常
ホームページバナー広告の募集	市HPにバナー広告を掲載し広告料収入による財源の確保。	経営環境の変化等を鑑み、適宜、広告主にアプローチを行い、安定した広告収入の確保の実現を図るとともに、効果的な広告の表示を提案することにより、新たな広告主の確保に努める。	R3～	経常
シティプロモーション推進事業の見直し	伊丹の魅力をさまざまな手法で戦略的に発信する。	これまでの3市の清酒 PR 事業について見直す。各市と今後の方針について協議し、令和3年度以降のシティプロモーションの取り組みを推進する。	R3～	経常
市有財産の売却 【普通財産】	普通財産について売却、貸付などによる財源の確保。	市有産（普通財産）の売却、貸付などにより財源の確保を図る。	R3～	臨時
市有財産の売却 【法定外公共物】	法定外公共物を購入希望者に売却。	水路・里道等の法定外公共物を購入希望者に売却する事で、財源の確保を図る。	R3～	臨時
公用車売却事業	不要となった市有財産の売却。	各事業における車両整備計画等により更新した退役車両をインターネット公売に掛けることにより財源の確保を図る。	R3～	臨時
合葬式墓地整備事業	合葬式墓地の管理運営。	合葬式墓地を建設し、多様化するお墓への要望に応えるとともに、不足する公営のお墓取得への需要を満たす。	R3～	経常
サンシティホール管理運営事業の効率化	指定管理者制度によるサンシティホールの管理運営。	施設の大規模改修に合せてランニングコストの効率化を図る。	R3～	経常
阪神北広域こども急病センター管理運営事業	阪神北こども急病センターの運営にあたり、歳入と歳出の差額を伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町で負担。	尼崎の利用者が8%～10%いることから、西宮市と同様に尼崎市からの協力の金の納付について検討する。	R3～	経常
准看護高等専修学校運営補助事業	伊丹市医師会、准看護高等専修学校への補助。	准看護高等専修学校が令和2年度末をもって廃止となることから、当該事業に係る補助金を削減する。	R3～	経常
眼科・耳鼻咽喉科広域休日応急診療所負担事業	尼崎医療センター内にある休日応急診療所。尼崎健康医療財団が運営しており、収支差を阪神6市1町で負担。	患者数の減により収支悪化しており、休日に開院する民間医療機関も増えていることから事業のあり方を検討する。	R3～	経常
移住支援事業のあり方の見直し	東京23区等から本市へのUJIターンを促進し、社会増の観点から人口増加を図るとともに、中小企業等における人出不足の解消を目的として、国の地方創生交付金を活用し、県内対象企業に就業又は起業した移住者に対して、移住支援金を支給する。	県と協調し、PRに取り組むとともに市内業者にアプローチし、HPへの掲載を促すなど、より効果的な移住支援の取り組みについて検討する。	R3～	経常

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
企業立地支援事業の見直し	製造事業者等による事業所等の新設・増設・建替え・移設・賃借・機械設備の取得に加え、事業用地提供者、貸工場等新設者に対し、企業立地奨励金や雇用奨励金などを交付する。	事業効果の推移を踏まえ、今後のあり方を検討する。	R3～	経常
中心市街地活性化事業の見直し	中心市街地の賑わい創出事業等に対する補助事業等。	中心市街地活性化事業について、P P P（公民連携）による事業運営の見直しを図る。	R4～	経常
株式会社への出資に対する配当権利等の行使	株式会社への出資に対する配当権利等の行使。	出資して利益の出ている株式会社に対して、利益配当を受ける権利を行使。また、利益配当を行わない場合でも、当該法人が実施する公的サービスとして市民に利益還元を促す。	R3～	経常
展覧施設の複合化による魅力的な施設管理	みやのまえ文化の郷（美術館・工芸センター・伊丹郷町館・柿衛文庫）及び博物館の複合化にあたり、管理運営事業の見直し。	総合ミュージアムとして費用対効果を含め、まちのにぎわいに繋がる事業運営の見直しを図る。	R4～	経常
伊丹市家庭菜園のあり方の見直し	市が農地所有者から用地を借り、市民向けに家庭菜園として開放。	市民農園の民間参入の促進等に合わせ、菜園数をはじめ運営方法等の見直しに取り組む。	R3～	経常
市営住宅等駐車場外部開放事業	市営住宅駐車場の空スペースについて外部向けへの駐車スペース貸し出しを実施。	入居者の高齢化などにより増加している駐車場の空スペースを外部開放することで新たな財源の確保を図る。	R3～	経常
駐輪啓発指導委託事業の見直し	放置禁止区域内に指導員を配置し、駐輪場の利用や放置禁止の啓発を行うことで、放置自転車等の減少を図る。	路上駐輪ラックの整備等により放置自転車等台数が減少傾向にあることから、指導員の配置時間等を見直す。	R3～	経常
給食センター業務（給食調理業務）の見直し	小学校給食センターにおける給食調理業務。	学校給食センターで実施している調理業務について、中学校給食センターの実施状況を踏まえつつ業務のあり方について検討する。	R3～	経常
ラストホールの大規模改修に伴う管理運営の効率化	文化学習施設、スポーツ施設、図書館を併設し、総合的な生涯学習を推進。	施設の大規模改修によるランニングコストの削減を図る。	R3～	経常
管理施設を活用した新たな財源の確保	猪名川河川敷運動広場駐車場等を活用した財源の確保。	現状として使用料が無償となっている駐車場の有料化や、その他各種既存施設を活かした財源確保策を検討する。	R3～	経常
自由プールのあり方検討	夏休み期間中の小学校プールの開放。	他市の実施状況等を踏まえ、自由プールの効率的な運営方法を検討する。	R3～	経常
スポーツ施設の収益性の確保	指定管理によるスポーツ施設の管理運営。	非公募施設の公募化も視野に入れつつ、各施設の運営の効率化・合理化の余地について検討し、収益向上に取り組む。	R3～	経常
公設水槽敷地の有効活用	用地取得した公設防火水槽用地の管理。	公設防火水槽の敷地を有料駐車場として整備するなど、敷地の有効活用を図る。	R3～	経常

公営企業等の経営改革

(改善見込額：経常 43 百万円 臨時 800 百万円)

取組項目名	事務事業内容	取組内容	実施年度	臨・経
中小企業勤労者福祉共済事業のあり方見直し	市内の中小企業に勤務する従業員の福利厚生事業の実施による中小企業振興。	行政が直接行うべきサービスの集中・重点化を図るため、民間商品の活用等を視野に入れて見直しを実施。	R3～	経常
市立伊丹病院再編に伴う病院改革プランの策定・遂行	病院事業会計における長期的視点にたった経営計画である「経営戦略」「病院改革プラン」の策定・遂行。	市立伊丹病院再編に対応するため事業の効率化や長期的視点に立った経営計画である「経営戦略」「病院改革プラン」の策定・遂行。	R3～	経常
「経営戦略」の策定・遂行	各公営企業（水道、工業用水道、下水道、交通事業）において、長期的視点にたった経営計画である「経営戦略」の策定・遂行。	経営環境の変化等に対応するため事業の効率化や長期的視点に立った経営計画である「経営戦略」の策定・遂行。	R3～	経常
収益事業収入の確保	尼崎市モーターボート競走場における主催レース、レース場外発売の実施、及び姫路・滝野・洲本・朝来・相生の5つの場外発売場の運営を実施。	収益事業収入についての安定的な確保を目指す。	R3～	臨時
シルバー人材センターのあり方見直し	（公社）シルバー人材センターの運営。	経営の効率化・合理化の余地について検討し、取り組む。	R3～	経常

行財政プラン取組項目の記載方法等

- 1 改善見込額は原則として、令和2年度当初予算事業費からの効果額を一般財源ベースで算出し、実施期間である令和3年度から令和6年度までの4年間の合計額を計上しています。
- 2 今後取り組むべき項目や検討段階等により、効果額を算出できないものについても記載しています。
- 3 令和3年度以降の効果額については、現時点において確定したものではなく、概算額として試算したものであり、今後の検討結果等によって変更する場合があります。
- 4 「臨・経」区分は取り組みの効果が臨時的又は経常的であるかの区分を示しています。
- 5 今後取り組みを進める中で、状況に応じて項目の追加・変更を行います。

伊丹市行財政プラン（令和３年度～令和６年度）
（2021 年度～2024 年度）

発行 伊丹市 財政基盤部 財政企画室 経営企画課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
TEL 072-784-8027（直通）
FAX 072-784-8029